

平成28年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成28年9月7日 午前10時00分 開会  
午後 4時14分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	安 川 誠
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	巽 重 人
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	池 原 博 文	保健福祉部長	水 原 正 義
保健福祉部理事	岡 幸 子	教 育 部 長	吉 村 孝 博
教育委員会理事	和 田 正 彦	上下水道部理事	西 口 昌 治
会 計 管 理 者	下 村 喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 井 孝 明	書 記	吉 田 賢 二
書 記	山 岡 晋	書 記	吉 留 瞳

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 14番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	15	白石 栄一	一問一答	市長車等の使用状況について	市 長 担当部長
				市長の県外出張の状況について	市 長 担当部長
				市長の職責について	市 長 担当部長
2	7	朝岡佐一郎	一問一答	まちづくり施策の進捗状況と今後の市政運営について	市 長 担当部長
3	5	増田 順弘	一問一答	農産物のブランド化とその支援策について	担当部長
				都市農業の振興について	担当部長
				公共施設（図書館）のマネジメントについて	担当部長
4	2	内野 悦子	一問一答	がん対策について	市 長 担当部長
				教育環境の充実について	市 長 担当部長
				違法広告物等の対策について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

まず初めに、今回の岡本議員による消火栓の水道水の不正使用に関する報道につきまして、市議会としてもこれを重く受けとめているところでございます。市議会といたしましては、市が告訴するというところでございますので、今後、その状況を見きわめながら厳しい対応をしてみたいと思っております。市民の皆様にも多大のご迷惑をおかけしましたこと、議会としても深くお詫びするとともに、今後、議会の信頼回復に全議員一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

ここでお諮りいたします。

報道関係者から写真及び録音の申し出が出ておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の録音、写真の撮影を許可することに決定いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時30分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月29日の通告期限までに通告されたのは4名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表の記載のとおりでございます。なお、一般質問の方法は、4名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含め60分といたします。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第1は、市長車等の使用状況について、第2は、市長の県外出張の状況について、第3は、市長の職責についての3点であります。

質問の詳細は質問席にて、一問一答方式で行わせていただきます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** まず、市長車等の使用状況についてお伺いをしてまいります。

私は開示請求により入手をいたしました平成27年度の市長の自動車使用簿により、質問を

進めてまいります。本来は平成24年度から平成27年度の開示請求をしたわけでありますけれども、1年しか保存をしていないということでありますので、平成27年度に限りお伺いをすることになります。

さて、使用簿の顕著な特徴は、午後5時前後から葛城市を出発して、大阪、京都へと頻繁に山下市長をお送りしていること、さらに、迎えはなくお送りだけという事例が大半であること。その内訳でありますけれども、使用簿の用務の欄、なすべき仕事、あるいは用事ということでしょうか、この欄を見てもみますと、大阪へは観光事業打ち合わせの記載が15件、ICT街づくり事業打ち合わせのお送りの記載が13件、単にお送りだけの記載、あるいは事業名が記載されていない、そういう欄が3件、全く記載のないものが2件、合わせて33件となっています。これは大阪です。京都へは観光事業打ち合わせお送りの記載が2件、ICT街づくり事業打ち合わせお送りが2件、単にお送り等が記載され事業名等が記載されていないものが2件、全く記載されていないものが2件、合わせて13件となっています。大阪、京都を合わせますと、観光事業打ち合わせのお送りが17件、ICT街づくり事業打ち合わせのお送りが15件、単にお送り等が記載され事業名等が記載されていないケースが11件、全く記載のないものが3件、合計46件でありました。

さらに、使用日時を見てもみますと、運転者は大阪へは往復約2時間から3時間、京都へは約3時間から4時間かけてお送りをしていることがわかります。市役所には午後11時を回って帰ってきているときもありますが、通常は午後7時から午後8時半ごろには帰着をしている、こういう状況であります。

以上が市長車使用簿の特徴、概要であります。まずお伺いしたいことは、観光事業やICT街づくり事業の名目で、このような時間帯に一体どのような方に会って、どのような打ち合わせをされているのでしょうか。また、用務の欄にお送り等の記載だけが11件、全く記載のないものが3件ありますが、その内容について説明を求めます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただいまの白石議員のご質問でございます。

市長の公務と申し上げますのは広範的にわたりまして、公私の特定が困難であるとはいえ、市長公用車の使用に当たりましては、市長の用務が公務に該当するか私的用務かにつきまして市長みずからが市民の目線で市民に誤解を与えないよう厳格に判断いたし、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第8条に基づきまして、最小の経費で最大の効果を上げるよう最も効率的に使用すべきであると考えます。そこで、大阪市、京都市のお送りについてでございますが、面談者は企業関係者、有識者、芸能関係者等々さまざまでございます。それぞれにお忙しい方である関係上、どうしても時間帯が夕方以降の会合になってしまいます。お食事を伴いながらの会合もあれば、缶コーヒー1本での会合もございます。いろんな方との出会い、いろんなお話をさせていただいて、いかにして葛城市に有益なものはないかを探りながら出張いただいております。ICT街づくりに関しましては、近畿通信局が開催する研修会など各企業が開催する事業、先端技術や知識に関するセミナーや展示、技術プレゼ

ン、打ち合わせとなります。観光事業に関しましては、観光に関する広報誘致活動などの打ち合わせとなります。その他につきましては、企業関係者、報道関係者、吉本芸能関係者などとの打ち合わせとなります。京都につきましても、ICT街づくり及び観光事業につきましてもほぼ同内容でございます。

お迎え、お送りの内容でございますが、市長出張時のお送り、迎えによるものでございます。公用車のどこで、どこのということで把握されているのかということでございますが、このことにつきましては、公用車使用簿に記載のとおりでございます。先ほど申し上げましたように、市長が市民サービスの向上、事務の効率化のために判断しての公務でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁をいただきました。市長の公務は広範多岐にわたる、公私の特定が困難である、こう言われました。しかし、市長みずからが市民目線で市民に誤解を与えないよう厳格に判断をしている、また、最小の経費で最大の効果を上げるよう、公用車を使用していると、こういう答弁でありました。

じゃ、実際にどのようなことがやられているか。打ち合わせという内容でありますけれども、企業関係者や有識者、芸能関係者、報道関係者、あるいは吉本芸能関係者等々、葛城市にとって有益なものはないか探りながら面談をしているわけであります。当然、食事もしなくてはならない時間ですから、会食をしながら打ち合わせをしている、あるいは会議等にも参加をしている、こういうご答弁でありました。

では、京都市、大阪市だけなんです、言われているのは。そのどこで、技術プレゼンや観光に関する広報活動等の打ち合わせがなされているのか。面談者は企業者や有識者、芸能関係者ということですが、どこのどなたなのか教えていただきたいと思います。どのような記録があるのでしょうか、お伺いをいたします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。公用車のどこで、どこのことでございます。

先ほど申し上げましたように、公用車使用簿に記載のとおりでございます。あくまでも市長が市民サービスの向上と事務の効率化ということの中で、公務としてお会いしているということでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 公用車の使用簿のとおりであると、こういうことであります。公用車の使用簿はこのような書類であります。ここには行き先は書いてありますけれども、それはあくまでも大阪市であったり京都市であり、神戸市であったりするわけです。お会いした方々などは企業や氏名も記載されていません。ということは、全くこの出張の内容について記録が残っていない、こういうことになるんですね。多分、これは市長の手帳かスマホの中でしかわからない、こういう状況であるんだと、このように認識をいたしました。

それから、お伺いをしてまいります。使用簿にはお見せいたしましたように用務の欄がご

ざいます。用務はなすべき仕事とか用事、こういうことでありますけれども、その欄に観光事業打ち合わせ、ICT街づくり事業打ち合わせが記載をされています。これは基本的に運転者が記載をしているわけでありましてけれども、誰の指示で、あるいはどのような文書、書類等に基づいて記載をされているのか。いやいや、運転者のそのときの判断で記載をされているのでしょうか。この点、確認をしておきたい、このように思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。公用車の使用簿記載につきましては、招待状や案内状などがある場合はその内容を記載しております。また、案内状などがない場合につきましては、急な出張などの場合もできる限り正確に記載するように心がけておりますが、先方の都合によりまして出張先が直前まで不確定な場合もございます。できるだけ正確に記入するようにしておりますが、公用車使用簿の用務にはお送りしか記載がないという箇所もあることから、後日の精査もできないこともあります。用務及び行き先につきましては、疑義を持たれることのないように改善をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁いただきました。この1年間、46回の京都、大阪等へのお送り、これ、案内状や招待状があつて、それに基づいて行つてるとは到底考えられない事案であります。どうしてこういうことになるか、これはまた後で議論をしたいと思ひますけれども、本来ならば、公務を離れて一時的に庁舎を出て出張し旅行する、これは出張、こういうわけでありましてけれども、そのためにはやはりちゃんとした使用命令簿、あるいは旅行命令簿、出張命令簿がやはり存在をしなければ、全くどのような目的でどこへ行って誰と会つてかわからない、こういうことになっているわけですね。この点をしっかりと確認をしておきたいと、このように思ひます。

更にお伺いをしておきたい。先ほど来、京都や大阪へは送つてはいるんですけども、迎えには行っていないわけですね。帰りはどのようにされているのでしょうか。交通費等の旅費の精算書はあるのでしょうか、ないのでしょうか。ご説明をいただきたいと思ひます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。その会談時間につきましては、相互の時間調整により夜間というのが多くなつておるわけでございます。帰りにつきましては、夜間、職員を拘束していますと超過勤務手当が発生することや職員の健康面も考慮いたしまして、公用車は帰庁し、帰りにつきましては市長に行つていただいております。その旅費につきましては、旅費に関する条例に基づき対処しているわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 旅費についてはちゃんと請求があるんですか、ないんですか。そこだけ。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 現在の私の知り得るところでは、旅費の請求はございません。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** わかりました。お送りだけであって、帰りは迎えに行っていないわけですから、市長がどのように帰ってきているかわかりませんが、旅費の請求がないということを確認しておきたいと思います。

その次に、個々の問題についてお伺いをおきたいと思います。昨年の7月2日金曜日でありますけれども、フランス領事館との打ち合わせで京都へ行っております。さらに、10月3日、ドイツ統一記念日レセプション、これは神戸ですが、随行員を運転者含めて2人連れて行っているわけでありまして。これらの目的等についてお伺いをしたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのフランス、ドイツという件に関してでございます。市長の公務に関しましては、市長という肩書によりまして一層効果的な公務を行っていただいております。公務につきましても幅が広く、政府系機関に対する陳情から学術機関、企業、各種団体等に対して市民サービスのための知見、業務の効率化のための知見、葛城市をアピールするため等、多方面にわたり実施していただいております。フランス、ドイツ領事館につきましては、観光客の誘致のため、さらには都市間の友好関係も見据えた関係構築のため訪問していただいております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 部長からお答えをいただきました。それはそれとして、市民の皆さんに内容についてはお伝えをしてみたいと思います。

さらに、あと2点お伺いしておきたいと思います。10月17日土曜日に佐川印刷創業45周年記念パーティー、年明けて1月8日金曜日に佐川印刷賀詞交換会に出席をされています。これはどのような目的で出張されているのかお伺いしておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 佐川印刷につきましては、市政運営のための参考となる知見をいただくため出張していただいております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** フランスの領事館やドイツの領事館、あるいは佐川印刷等々出てまいりましたが、私ども葛城市あるいは市議会にとっては全く縁のない、これまでの行政運営や議会の議論の中でも全く出てきていない話であります。まさに市長が私的なプライベートな関係によってご参加されているのではないかとおぼやかざるを得ません。そもそも、公用車の使用によるこれらの出張が公務と言えるのかということでもあります。公務とはご承知のとおり、国家または地方公共団体の事務や職務、こういうことでもあります。当然、地方自治体の事務や職務は住民の福祉の向上を図ること、これが一番の目的、役割であります。さらに、地方自治法第149条は市長の担当事務、これを規定されています。普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。予算を調製し及びこれを執行すること。地方税を

賦課徴収し、分担金、使用料、加入金または手数料を徴収し、及び過料を科すこと。財産を取得し、管理し、及び処分すること。公の施設を設置し、管理し、及び廃止することなど9項目にわたって明記されております。私はこれまでお伺いをした観光事業、あるいはICT街づくり交付金事業、その他個々のお伺いいたしました訪問打ち合わせというのは、これは公務には当たらない、このように考えております。

さて、この使用簿は開示請求によって平成27年1年しか保存をしてなくて、以下は処分をしたと、こういうことでありました。使用簿の保存年数について文書取扱規程で定められているわけでありまして、どのような内容になっているかお伺いをしておきたいと思いません。

**赤井議長** 山下市長。

**白石議員** 聞いてないです。公の一般質問ですよ。

**赤井議長** 市長、発言するんですか。ちょっと時間をとめます。

**山下市長** 私にもしその答弁をする時間を与えてくれるのであるならば、今ここで発言はいたしません。もし、それをなしに白石議員の私はこう思う、こう思う、こう思うだけで終わられるのであれば、私の発言の機会がない。それに対して、例えばフランス領事館に行ったこととかドイツ領事館に行ったこととか、何で行ったのかということの説明がないままに終わってしまいますから。

**白石議員** 部長に説明していただきましたよ。

**山下市長** いや、だから、それをしに行ったということ、なぜしに行ったかということをお答弁なしに一方的に断じられるというのは、きちっと仕事をしに行っているわけですから、それはやっぱり答弁の機会を与えていただかないと、申しわけございませんけれども。

**白石議員** 議長、答弁の機会を与えていただきたい、こういうことであります。私はこの間、一問一答、1時間の中で一般質問を行ってまいりましたけれども、1時間しかないんです。時間とめていただいていますね。一般質問の打ち合わせ等をして、できるだけ時間を短くしようというふうに努力をしてまいりました。しかし、1時間ですから、理事者が答弁をすればその時間は本当に短くなるんです。しかも意図的に、問われていないことも答弁をされる。また、そんな答弁、白石のこの質問に対する答弁やったら何ぼでも引っ張ったるがなみたいなことがささやかれていると、こういうことなんですね。私だって本来ちゃんとした与えられた1時間が私の質問時間であれば、そうでしょう。そういうことですよ。

**赤井議長** 白石議員、わかりました。両方の考え方は、私、理解できましたので、そうしたら、まず、白石議員の質問に対して、市長が簡略に答えてください。それでよろしいですか。時間が余り長くなればとめますから。簡略に答えてもらうということで、それでよろしいですか。

**白石議員** 簡略にね。

**赤井議長** そういうことで。それでは時間を入れます。

山下市長。簡略に願います。

**山下市長** 1つには、白石議員とこれから議論になるんだらうと思えますけれども、書類が不足をしていること。それをあたかも公用を私用に使っているんじゃないかというような聞き方をさ



れたので、あえてここで答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

フランス領事館、ドイツ領事館に総領事とお会いをさせていただいた。フランスの領事、ドイツの領事との出会いというのは、観光事業ということですね。4年前に葛城市が相撲巡業を開催いたしましたときに、近畿一円にある全領事館に案内状を送付させていただいて、応じていただくところが中国や韓国やロシアやパナマ、フランス等々たくさんの領事館が応じていただいて葛城市に来ていただきましたけれど、今までそういうおつき合いはしたことがなかった。ところが、葛城市もいろいろと観光、前から議員からもいろんな国との姉妹関係も含めてできないかというお話もございましたので、フランス領事とお話をさせていただきました。その橋渡しをしていただいたのが、実は東洋アルミでございます。東洋アルミは葛城市に工場がありますけれども、フランスにも会社を持っておられる、工場を持っておられるということもあって、東洋アルミさんの申し出によって、我々が間に入れていただいて、フランスと友好関係を結ばないですかというお話があったということです。

**白石議員** 聞いたことがない。

**山下市長** 聞いたことがないのであれば、初めて聞かれるわけでございますけれども、そして、ドイツは毎年5月14日に當麻練座がございますけれども、そのときにいろんな各界、各企業や、また、領事館にご案内を出させていただいております。それに応じていただくのがドイツであつたりとかアメリカであつたりとか、また、モンゴルであつたりとか、そういう領事が見学に来ていただいて、また、それを自国の人たちに知らせしてほしいというようなお願いをこのドイツの総領事にしに行ったところでもあります。それと、佐川印刷のことについては長くなりますから、どこまで答弁をさせていただけるかというのはわかりませんが……。

**白石議員** 長くなるんやったら、議長、やめといて。

**山下市長** ただ、はっきりと言えるということは、これらは全て公務だということです。その内容につきましては、また詳細にお話をする機会があればさせていただこうと思っておりますけれども、全て公務ということで私は行っております。一切、私用ということはないということでございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 市長からご答弁されましたけれども、そのようなことが出てまいりました。まさに雲の上の話であつて、市長のような形でおつき合いを広げていけば、それこそ世界各国の総領事館に行つて交流をしていかなければならない、こういうことになるでしょうし、企業についても同様だというふうに思います。私は申しました、公務とはどういうことなのかと。市長の本来のやるべき責務、担当事務というのは何なのか。地方自治体の役割というのはどういうことなんだと。市民の福祉の増進を図っていく、こういうことであります。市民の経済、市民の健康、安全を守っていくことが第一のことなんですね。そういうことをご理解いただきたい、このように思います。これらが公用であれば、まさに何でも公用と言わざるを得ないというわけでありませう。

それでは、次に進んでまいります。市長県外出張の状況についてであります。質問に入る前に、提出をさせていただいた使用簿と出張旅費精算書の整合性についてお伺いしておきた

い、このように思います。使用簿の10月27日火曜日、29日木曜日はいずれも観光事業に伴う打ち合わせの名目で京都市へ公用車によるお送り及びお迎えが記載されています。27日から29日にかけて、状況等、県外出張があったのではないのでしょうか。開示請求により提出された県外出張等に係る旅費精算書等には、私のいただいた資料には入っていません。これは漏れているんじゃないのでしょうか。それからもう1つ、11月16日から18日の遺族会靖国参拝や無電柱化を推進する市町村長の会、旅費精算書では市長は11月16日に近鉄大和八木駅から京都経由で霞ヶ関へ行き陳情を行い、飯田橋で遺族会と合流をしています。17日火曜日には遺族会と靖国神社等に同行して、18日水曜日です、霞ヶ関に戻って無電柱化を推進する市区町村長の会役員会に出席をしています。そして、東京、京都を経由して近鉄大和八木駅まで鉄道を使って帰っているんですね。これ、間違いありませんか。その日の旅費及び日当を合わせて2万2,420円が支給されている、こういうことになっております。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 議員がご質問の件でございます。10月27日につきましては、京都で観光打ち合わせがございましてお送りをしているわけでございます。翌28日から29日まで、県市長会による県外研修が東京でございまして、それに出席しておられるわけでございます。11月16日から18日の件につきましては、11月16日から18日午前中までが葛城市遺族会の靖国神社参拝に同行しており、18日午後から無電柱化の役員会に参加しております。その後、国土交通省に陳情に上がり、翌19日には道路整備促進期成同盟の要望活動に出席しております。議員がご指摘のとおり、18日の宿泊費は精算漏れによるものでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁がありました。私がいただいたこの陳情旅費等の精算書の中には入っていません。しかし、使用簿の中からこういうことが読み取れるわけで、しかも、この11月18日、大和八木駅へ帰ってるんですね。帰ってることになってるんです。旅費を支給してるんですね。しかし、実際に今聞いたら、東京で国交省、財務省等に陳情をしに行ってるんです。これはどういうことなんですか。これは旅費を払ってるんですか。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 支払っております。ただし、その18日の宿泊費については精算漏れによって支払いはしておらないわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 今、部長の答弁では支払っていると仰いました。しかし、東京にいるんですよ。東京で19日は国交省、財務省に行っているわけですよ。これはどう考えてもおかしいですね。これは議会としても調査をしなければならない、このように申しておきたい、こういうふうに思います。

さて、市長の県外出張の状況について、引き続き伺ってまいります。市長公用車の使用簿と同様に、平成24年から平成27年、市長の出張に関する出張命令簿、県外出張の日時、出

張先、相手方、目的、宿泊施設、交通費、宿泊費等の費用明細について公文書の開示請求をいたしました。ところが、驚いたことに出張命令簿は作成をしていないということで、出張費の精算書が、今申しました出張費の精算書が開示をされました。精算書には陳情などと記載をされていますが、相手方や目的などが明示されていないものが多くあります。岐阜市へのスマートウェルネスシティ首長会議、これの出張で、その途中で田子ノ浦親方との打ち合わせを行っています。また、全国青年市長会に関する会議や和光市などのその市長会に加入する会員自治体の視察、若手市議会議員の会の会合など、公務とは思えない出張等が見られ、問題点があります。限られた時間でありますので、平成27年度、平成26年度の出張を中心に説明を求めてまいりたいというふうに思います。

まず、この質問に入る前に、市長の出張命令簿がなぜ作成されていないのか、何を根拠に市長出張の可否、決定、手続等が行われているのかお伺いしておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 市長の出張命令簿の件でございます。葛城市職員の旅費に関する条例で出張の定義は、職員が公務のため一時その勤務する事務所を離れて旅行することをいうと定められております。また、出張命令につきましては、任命権者もしくはその委任を受けた者、または出張依頼を行う者の発する出張命令または出張依頼によって行わなければならないと定められております。これは一般職員に対する規定でございますが、市長につきましては、その職の性質上、誰かの命令に従って職務を遂行するものではなく、みずからの判断と責任で職務を遂行するものであります。出張命令簿はよってございません。また、出張の可否につきましても同様でございます。この公務であるかどうかにつきましては、これもその職の性質上、広範多岐にわたるわけでございますが、市の事務の管理、執行はもちろんのこと、国や県など関係機関に陳情を行うことや、市を統括、代表するものとして外部の団体が主催する会合などに出席して、友好、信頼関係を築き、市政の円滑な運営や維持発展を図ること、また、市政を運営するに当たっての情報を得るためにさまざまな方面の人と情報交換をすることなども公務でございます。こうしたことから、その行動が市政に資するかどうか大きな判断基準でございますが、これに基づいて適切に判断をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁がありました。大変驚きました。出張命令簿、あるいはそれにかわる記録がないということでもあります。葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の第9条第2項は、特別職の職員に支給する旅費については、一般職員に支給する旅費の例によると規定をされております。一般職員に支給する旅費の例によるとは、葛城市職員の旅費に関する条例第4条の、出張は、任命権者もしくはその委任を受けた者の発する出張命令または出張伺いによって行わなければならない、このように規定をされております。出張命令簿を作成し保存する必要があると思いますが、今の現状でよろしいのでしょうか。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまの質問でございます。議員ご指摘のとおり、葛城市特別職の職員で常勤のも

のの給与及び旅費に関する条例第9条、特別職の職員に支給する旅費の額の定めがございませぬ。この定めるもののほかは特別職の職員に支給する旅費につきましては、一般職の職員に支給する旅費の例によるということになっております。一方、飛び先の葛城市職員の旅費に関する条例第4条記載のように、出張は任命権者もしくはその委任を受けた者、または出張依頼を行う者、いわゆる出張命令権者の発する出張命令または出張依頼によって行わなければならないとあります。市長はこの最高任命権者であることから、出張命令簿はございません。よって、命令簿はございません。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁をいただきました。私は、出張にかかわる旅費の支給の唯一の法的根拠というのは、これらの規定にあるというふうに考えています。しかし、その規定が運用されずに、出張簿、出張伺い、そういうものが全くなしに行われている。公用車の使用簿がなければ全くわからない、こういう内容になっているんですね。それでは、どのような規定、手続を踏んで旅費を支給されているのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 旅費につきましては、精算書によって行っているわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 旅費の精算書、一番最後に精算するやつですね。だから、それはみずから旅費を支出して後で精算するとか、2万円以上のものでしたか、それらについては概算払い等もあるわけですけれども、しかし、実際には支出をする根拠に乏しいわけでありませぬ。私は企画部等を退職された職員等に聞き取りを行ってまいりました。数年前までは出張命令簿があり、職員が記載をし、保存されていた、こう聞いています。御所市や香芝市、大和高田市や橿原市など中南和地域の7市を調査いたしましたところ、いずれの市も出張命令簿や旅行命令簿に記載をし、保存され、市民に公開をされている、こういうことでありませぬ。葛城市は市民に公開をするどころか、公開をする出張命令簿等、出張に関する記録がない。全く条例の規定に基づかない旅費の支給がなされていると言わざるを得ませぬ。このような支給は違法ではありませんか。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。出張命令簿の有無につきましては、今までもございませぬ。過去にもございませぬので、一応過去の職員にも確認をいたしたところ、ないということで、ただ、公用車使用簿と間違っておられるということはございませぬ。旅費の支出につきましては適正に行っております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 何をもって旅費の支出は適正に行われているかというようなことは、ちょっとよく理解できないわけでありませぬ。この点は今後、議会においても調査をする必要がある。法的にも手

続的にも妥当なものなのか、これはしっかりと調査する必要があると、このように思います。

では、それぞれ市長の県外出張が公務であり、適正な旅費の支給であったのか、この点についてお伺いをしてまいりたいと思います。県外出張は平成26年度が延べ21回、51日、平成27年度は延べ19回、55日、2年間の合計は延べ40回で106日であります。その内訳は多い順に、総務省等への陳情が24日、全国青年市長会や和光市などの会員自治体視察が13日、市長会が10日、無電柱化市町村長の会議が9日、北京、台湾など海外が7日、ICT街づくり事業関係が7日、これらが主なものであります。

まず、平成26年5月27日のチャレンジカップ、日本対キプロス戦のサッカー観戦については、どのような理由によるのか説明を求めておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 市長の出張につきましては、先ほどまで申し上げましたように、市民サービスの向上、事務の効率化のため、できるだけ多くの知見を得ていただき、陳情活動を行っていただいています。国やその他の機関とのパイプをつくり、より強くすることにより、葛城市にとってより有利な状況を引き出すことができているわけでございます。

さて、議員ご指摘の平成26年5月27日に行われました麒麟チャレンジカップ観戦の出張についてご説明を申し上げます。この出張は、平成26年5月26日から2泊3日の行程で実施をさせていただいたわけでございます。1日目は、吉本興業の打ち合わせが早朝にございましたので前泊ということしております。その日1日、全日、公務全て入っております。麒麟チャレンジカップにつきましては、日本サッカーを応援する自治体連盟によるものでございます。この会につきましては、全国市長会に加盟する812の自治体中、設立時275の市区が参加しております。現在385の市区が参加しており、サッカー、いわゆるスポーツを通じた人づくりやまちづくりを積極的に推進いたし、地域の活性化を図ることを目指して設立されている連盟でございます。さまざまな取り組みが展開されている会でございます。今回、この連盟のキックオフイベントを行い、連盟のアピールと葛城市のPRを行っております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** キックオフイベントに参加をした、蓮花ちゃんも一緒に行ってきた、こういうことあります。この旅行にも随行者と一緒にいるわけで、その後に治水砂防協会の総会に出席をしている、こういう段取りなんですね。市民の暮らしや福祉や教育、本当に大事なそういう仕事がある中で、もちろん観光やICTに力を入れることは、これはこれとして大事なことでありますけれども、まず、この市長としての担当事務を遂行していく、新市の建設計画をやり上げていく、こういうことにこそ私は力を注ぐべきであり、到底、担当事務に資する出張であると言いがたいわけであります。

次に、平成27年8月18日火曜日ですが、株式会社カドカワと打ち合わせを行っております。どのような打ち合わせをされたのか説明を求めます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** カドカワ訪問の件でございます。カドカワ訪問に関しましては、カドカワウォーカー

総編集長玉置氏を訪問いたしまして、相撲発祥の地である本市の相撲をキーワードにした観光事業に伴う打ち合わせを行っております。現在、全国的に相撲人気が復活しつつある中で、「スー女」など女性人気が高まっており、いろいろなコンテンツを利用した相撲にかかわる企画の相談などを行い、葛城市の名前を世界的に売り込む方法等についてもご教授願っております。また、本市の観光アドバイザーとしてもご就任をいただき、さまざまな角度から葛城市への助言も賜っているわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** このカドカワの玉置さんには平成26年12月2日火曜日ですが訪問をし、いろいろご相談をされていますので、2回目の訪問打ち合わせということになっています。これを見れば、特に問題がないように思われますが、ところが、去年の平成27年12月22日であります。株式会社カドカワは、葛城市の公募型プロポーザルによって相撲観光創造事業、これを3,248万7,600円で受注しているのです。公募型プロポーザルということですが、実際に公募に応じた参加業者はカドカワ1社のみでありました。でありますから、政令に基づき、またプロポーザルですから随契という結果になるわけでありますけれども、1社であったけれども随意契約ということにしているわけですね。この公募型プロポーザルを実施する前に、平成26年、平成27年、2回にわたって代表の玉置氏とお会いをして、そして相撲にかかわる観光事業等についてご相談してきたと、こういう流れであります。そして、平成28年7月9日には葛城市観光まちづくりパネルディスカッションにパネラーとして出席をいただいているということなんですね。これは本当に事務事業を進めていく上で、事業の競争性や透明性や公正性、こういうことからして大きな疑問が残る出張であり、プロポーザルであったということでもあります。

それから、次に移ります。平成27年7月20日から22日の出張であります。出張の命題は、スマートウェルネスシティ首長研究会とあります。その中に、田子ノ浦親方打ち合わせが含まれ、名古屋を訪れています。どのような打ち合わせをされたのでしょうか。名古屋場所の開催中9日目でありました。観戦もなされたのでしょうか、お伺いしておきたいと思いません。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 7月21日からスマートウェルネスシティの首長研究会が岐阜市で開催をされることから、6月に行いました本市相撲館での田子ノ浦部屋の合宿の御礼、これを言いに行ったということと、それと、今年の2月に行いました相撲サミットのことについて、理事長にお話をさせていただきに参りました。理事長は残念ながらご病気でいらっしやらなかったのですが、現理事長の八角親方にお会いをさせていただいて、その旨を要請させていただきましたところ、わかったと、ただ、きちっと書面にてそういうイベントをやりたいということを出してほしいということをおっしゃいました。もちろん、相撲観戦を行わずに打ち合わせをした後、次の場所に移動しておるということでございます。

**赤井議長** 白石君。

白石議員 もともとの出張の目的は、7月21日、22日に開催された第12回スマートウェルネスシティ  
首長研究会に参加されることであつたと思います。わざわざ1日早く出発をされて、名古屋  
に立ち寄り、陣中見舞いをされたということだと思います。

山下市長 陣中見舞いをしたなんて、私は一言も言ってないです。

白石議員 そうですか。いや、私は、陣中見舞い、打ち合わせと、このように認識をしております。

山下市長 ちょっと待ってください。

白石議員 公務として本当に必要な出張なのか。一緒なんですよ、打ち合わせも陣中見舞いも一緒な  
んですよ。市長は厳正に判断をし、市民に誤解を受けないようにやっている、こういうこと  
でありますけれども、確かにご協力をいただいたことに対して礼を尽くすというのは、これ  
は人として必要なことでもあります。しかし、それが本当に必要なことなのかどうか。わざ  
わざ名古屋まで寄って打ち合わせをする、お礼を言う、こういうことをやっていたら、それこ  
そどれほど市長は出張に行かなくてはならないかと、こういうことになるんですね。部長が  
言いました、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第8条に基づき、最小の経費で最大の  
効果を上げるんだと。しかし、全くそのようなことにはなっていない、こういう状況である  
と、このように思います。時間が押してまいりました。どこまで行けるかわかりませんが、  
引き続いて……。

赤井議長 白石議員、ちょっととまってください。一問一答やから。山下市長。

白石議員 聞いてないですよ。

赤井議長 聞いてなくても一問一答。後でそれなら答えさせますよ。その時間をもらいますよ。

白石議員 いやいや、聞いてないですよ。質問してないじゃないですか。

赤井議長 今、言われたことに対するの答弁です。

白石議員 質問をして、そのことに対して見解を述べただけですよ。

赤井議長 ちょっと時間を止めて下さい。今、言われたことに対して、やっぱり市長はそれに対して  
こうですという答弁もしたいと思うんですよ。それを一方的に言いつ放しというのは、これ  
はちょっと一問一答ではないと、そういうように私は判断しますので。

白石議員 何でこんなことになったんですか。

赤井議長 一問一答は、やっぱり答弁をいただきながらやるという。

白石議員 いやいや、それは違うでしょう。一問は一答でやってるじゃないですか。答えたことに対  
して私の見解を言い、そして次の一問に入るわけじゃないですか。

赤井議長 そうですよ。

白石議員 見解に対して、また、質問もしてないのに一問一答じゃないじゃないですか。

赤井議長 質問じゃなしに、それは市長に対して、あるいは企画部に対して、どうである、こうであ  
るという話をされているでしょう。それに対して答えを求めます。

ここから時間を入れてください。山下市長。

山下市長 陣中見舞いとほかの公務が一緒やということ、これは白石さんの見解そのものが私は間違  
っていると思いますね。旅行でも何でもなし……。

(発言する者あり)

**赤井議長** ちょっと静かにしてください。

**山下市長** 先ほども言いましたように、理事長に会いに行って、理事長がいらっしやらなかった。現理事長である八角親方に会ってサミットのお話をさせていただいたと言ってるじゃないですか。そのことは無視して、田子ノ浦親方と会ったということだけしかおっしゃらないというのは、それも御礼も兼ねて行くわけですからけれども、私の公務ということに対しては、これは最高裁の判例でも出ておりますけれども、広範多岐にわたっているいろんな企業の皆さん方やいろんな団体の皆さん方に知見をいただくということも公務であるということは認められているわけですよ。それを白石議員は、全くそれは必要ないというふうに断じておられますけれども、それはもちろん見解の相違だとは思いますが、私は、葛城市には東洋アルミがあり、ホルベイン工業があり、昭和化成さんがあるとか、いろんな企業がいらっしやって、その方々のご相談に乗ったりとかその方々といろんな知見を得ていく、そういうことは必要だと思ってこういう活動をさせていただいておるということでございますので、企業の皆さん方と会うのが公務かどうかということは、白石議員は公務ではないというふうに断じられたわけでございますけれども、私は公務であるということに進ませていただいておりますし、今の時代、至極当然のことだと思っておりますから、それはまた中身について書類が不備であるとかということと、私用のために行ってるんじゃないかという疑念とはまた違う問題だというふうに思っていますので。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 本当にもう4分切ってしまいました。公務であるかないか、これは見解の相違ということだけではありません。私は法の規定、条例の規定、これに基づいてお話をしています。旅行という言葉も旅費規程の中にちゃんと書いてあります。公務を一時的において、事務所を離れて旅行をすることを出張というんですね。これは旅行なんですよ、言葉としてはね。私が思いますに、それぞれカドカワさん、東洋アルミさんとお会いして、いろいろ知見を高めると、こういうことをやられている努力、これはこれとしていいと思います。しかし、私はやはり、市長も日ごろ言っているように人材の育成をしていく。やはり部長や課長がこの知見を高めるために県も行き、国にも行き、そして知見を得てくる、こういう取り組みが必要だと思います。幾ら市長が行っていろいろアイデアを出してイベントをやっても、なかなかそれは職員の中に定着をしていかない、こういう状況なんですね。あと、何点かありましたけれども、そこまで行くことはできません。

最後に、私は葛城市が本当に進むべき道はどういう方向なんだということを述べておきたいというふうに思います。地方自治の原則は、地方自治体のことはその住民の意思に基づいて決定をし、住民の参加に基づいて執行することです。地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることで、住民の生命と健康、生活の保障をすることが第一の仕事であります。地方自治体の、例えば、葛城市第二次総合計画策定のために市民アンケートが実施されました。そのアンケートの結果では、市民の皆さん、高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉の充実した町にしてほしい。健康医療が整った、いつまでも健康に暮らせる町にしてほしい。防災・防犯体制が整った安全・安心の町をつくってほしい。これがトップ3、上位なんです



ね。多くの市民の皆さんの願い、声なんですよ。私は、市民がこのように葛城市の将来はこうなしてほしいというイメージをアンケートであらわしています。これと、先ほど私の申しました地方自治体の役割、住民の生命と健康、生活の保障をすることが第一の仕事であると、こういうこととぴったりと一致するんですね。私はそういうことにこそ力を入れていただいて、公務として出張し、知見を高めていただきたい、そういうことを述べて終わります。ありがとうございました。

**赤井議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、7番、朝岡佐一郎君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議員** 皆さん、こんにちは。朝岡佐一郎でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容につきましては、まちづくりの施策、特に財政状況の進捗状況、そしてまた、今後の市政運営についてというテーマで、一問一答で質疑をさせていただきます。

なお、答弁者の方からグラフや写真、また、過去からの推移というようなことを聞かせていただく上では、言葉だけではなかなか理解しづらいのではないかとということで、今回、パワーポイントをお使いいただいて答弁をするということでございますので、あらかじめ議長に許可をいただいておりますので、その旨もあわせて質問席から質問をまいります。どうぞよろしく願いいたします。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** ただいま、いろいろと白石議員からもお話がございましたように、さまざまなまちづくりの施策が今、市民の皆さん方の声を反映した多くの事業が行われている最中でございます。ご存じのように、本市は平成16年に合併し、そしてまた、平成17年にはまちづくりの指標を策定した新市建設計画が策定をされ、合併による市民皆さんの利便性の向上に資するための目的のハードやソフト面による事業計画がたくさん盛り込まれておるわけでございます。まちづくり施策の財政面からの進捗ということでございますが、この新市建設計画にはこれから質問をするさまざまな事業が盛り込まれておる中で、平成23年3月、この新市建設計画に基づく財政シミュレーション、いわゆる財政計画が発表されました。また、平成26年12月には、その新たな財政シミュレーションに対して財政計画がまた発表をされました。

それでは、ここでまずお伺いしたいのですが、これにつきましては平成23年3月からの財政計画、そしてまた、新たにその後、新市建設計画における新規事業の追加や東日本大震災の影響等により、国が合併する際、特例債を発行する期限を10年と定めておりましたところ、15年に延伸をしたことにより、平成24年度から、そしてまた、平成26年度に財政計画が見直されている、このようなことでございます。これらは全て財政シミュレーション上、計画策定年度の各会計年度では実質収支額が全てゼロになっています。歳入歳出が同じ金額ということですね。収支はゼロに合わせた財政シミュレーションが計上されています。

それではまず、ここで伺いたいのは、会計年度による実質収支額はどのような結果になっているのでしょうか。また、平成27年度速報値で結構でございますので、基金の残高は

どの程度になっているのかをお伺いしたいと思います。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 失礼します。総務部長の安川でございます。どうかよろしく願いいたします。

まず、平成24年度の実質収支額は7億7,568万8,000円、平成25年度は6億4,109万8,000円、平成26年度では6億1,444万4,000円、また、今回提出させていただいております平成27年度決算では1億7,776万5,000円といずれの年度も黒字の決算となっている状況でございます、平成27年度末における基金積立残高につきましては、57億2,651万6,000円と前年度より1億840万8,000円の増加となっている状況でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 財政当局の安川部長から各会計年度別に、本来、財政シミュレーションでは収支がゼロ円ということでしたが、今、ご説明いただいたように、平成24年度から毎年黒字の決算になっている、また、本年度の速報値では1億840万8,000円のいわゆる上積みをした57億円程度の基金が積み上げられたと、こういうことを今、ご答弁いただいたところでございます。予算編成のときにはその基金を使って財源調整をし、そしてまた、決算のときには繰り入れた基金を繰り戻して、さらに、それに黒字の収支を出し、そしてまた基金に積み上げる、こういう年度が続いているというような内容であったと、このように思います。

それでは、その各会計年度の決算ベースにおいて、本来の財政計画の計画値より基金が造成できた理由、これについてお伺いしてまいりたいと思います。先ほど申しましたように、平成26年度までの近年において、当初の予算ではその財政調整基金等を繰り入れして、予算の編成をし、そして、その決算ベースにおいてその基金を戻した、こういうことで更に上積みした基金が積み立てをできるという状況でございます。その理由について説明を願いたいと思います。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** それでは、これからの質問に対しましてはスクリーンの画面の方をごらんいただきたいと思います。このグラフは本市におけます普通会計での積立基金残高の推移をあらわした表でございます、こちらの左側には百万円単位の積立額を、また、下段には平成17年度から平成35年度までの各年度を示しております。この表での色の区分でございますが、柿色につきましては平成24年6月策定の財政計画を、また、緑色の線は平成26年12月策定の財政計画を、青色につきましては平成27年度までの実績値をあらわしておるものでございます。

まず初めに、青線の平成17年度末の基金残高実績額では32億1,900万円でしたが、その後、平成20年度末では18億1,400万円まで減少いたしました。以降、徐々に財政調整基金等に積み立てをし、平成27年度末実績では57億2,700万円となりました。これは平成24年度計画における平成27年度見込額より20億3,900万円の増、平成26年度計画の見込額より12億9,700万円の増となり、これまでの財政計画上の積立見込額を上回る良好な結果となったものでございます。その要因といたしまして、これまで国が経済対策として打ち出されました地域活性化交付金事業や緊急雇用創出事業なども有効に活用し、また、地方債の借り入

れにおきましても、交付税算入がより高い地方債に組み替えをするなど、さらに、情報通信技術では近隣市町とのクラウド化を図るなど大幅な経費削減につながる取り組みを行ってきたことが一般財源の持ち出しを極力抑制し、これまでの基金積み立てに至ったものと認識しているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** グラフを通じてご説明をいただきました。財政調整基金等の基金というのは、家庭でいう預金なわけですよね。それが年度間の財政調整を行うためにさまざま活用するというところで、このグラフを見ていただいたとおり、平成20年度当時には18億円しか、いわゆる町の預金が無かったところ、今、部長がご説明をいただいたさまざまな要因により、平成27年速報値では57億2,700万円まで預金が増えた。平成24年、そしてまた平成27年財政計画上においても、この平成27年度を示す数値では36億8,000万円が平成24年度会計財政シミュレーションでは基金が残っているはず、また、平成26年12月に改めて策定された財政計画上でも平成27年度では42億円ですか、の基金があるという予定での財政シミュレーションを行っている。よく言われている10年後には基金が枯渇するとか、こういうようなお話をよく聞きますが、現在右肩上がりの預金でございますし、やはりそれをより黒字経営をし、そしてまた基金を戻して基金を積み上げるということがここ数年行われている、こういうことを考えますと、なかなか基金が減るということは想定しにくいのではないかなと、このように私は思うところでございます。それも市長を初め、職員皆さん方のご努力によるものだとは評価をするところでございます。

それでは、次に、よく市民の皆さんがご心配をいただく「基金はふえてるやないか」と、「しかし、借金もふえてるのと違うか」と。さまざま事業をするには、特に平成22年度、平成24年度からこの平成29年度にかけては新市建設計画の事業が盛りだくさん行われている、そういう中では当然、地方債と言われる、いわゆる借金もふえているんじゃないかと。この件についてのご見解というか、起債額がふえているとすればどのような理由が当てはまるのか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** それでは、地方債がふえてきました理由について、次の画面により説明をさせていただきます。このグラフは普通会計ベースでの地方債残高の推移をあらわしております。左端、こちらにつきましては百万円単位の地方債残高を、また、下段は平成17年から平成35年までを表示しております。この表でも先ほどと同じ色の実線によりまして平成24年度及び平成26年度の財政計画の金額、また、平成27年度の実績額をあらわしておる状況でございます。

まず、左端、平成17年度末におけます実績額におきましては、地方債残高は120億7,300万円でしたが、その後減少したものの、新市建設計画に伴う大規模な事業の進捗に伴いまして、平成27年度末の残高では161億9,800万円まで増加してきております。しかし、平成24年の財政計画との比較におきましては45億200万円の減額、また、平成26年の財政計画

よりも37億9,100万円の減額となっており、いずれも計画額を下回る状況となっておるものでございます。

次に、次のグラフの方をごらんいただきたいと思っております。こちらの表は、地方債残高内訳と持ち出し一般財源の推移についてのグラフでございます。平成17年から平成27年までの起債残高を表示しておりまして、棒グラフ自体の色分けによりご説明を申し上げます。赤色の部分が交付税算入100%される地方債でございます、紫、この部分につきましては約70%算入される地方債、次に、緑の部分につきましては約20%の算入の起債残高をあらわしております。比較内容としまして、左側下枠内の平成17年度末におきましては120億7,300万円の借入額のうち、交付税算入を控除した持ち出し一般財源は60億6,800万円で全体の50.3%を占めております。しかし、右側の右下の枠でございますが、平成27年度末におきましては、借入額は161億9,800万円であり、残高は41億2,500万円の増額となっておるものの、逆に借入額に占める持ち出し一般財源は34億7,100万円で全体の21.4%と逆に減少を示している状況でございます。つまり、地方債は合併当初よりもふえてはおりますが、これまで交付税算入割合の高い地方債を活用してきたことにより、一般財源を抑える良好な財政運営を図ってきたことによるものでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 詳しくご説明をいただきました。借金がふえているのではないかと、こういうことですが、1つ手前のグラフの地方債の残高の推移、これ、部長もおっしゃったように財政計画上では平成27年度では199億円、また、当初の平成24年の計画では200億円を超える地方債が膨らんでくるだろうという計画値でありましたが、161億円程度でおさまっていると、こういう、確かに、借金は徐々にはふえてございますが、161億円、財政シミュレーション上よりも低いということでした。そして、次のグラフについては、その161億円の内訳が説明をいただきました。つまり、合併当初では100%お返しいただく臨時財政対策債なりの赤い数値は低く、また、交付税算入の低い借金は高くということでしたが、今、一番右側の赤と紫と、そしてまた、黄緑の棒グラフを見ていただいたら瞭然でございますが、確かに161億円借金はふえているが、34億7,100万円ほどの本来一般財源と言われる市の起債はその程度でおさまっている、21%程度でおさまっていると、こういうことでございます。これも、今、部長がご説明ありましたように、交付税算入の高いさまざまな地方債を活用したことによる事業を行ってきたことで、こういう先々に借金を残さない、できるだけ、先ほど来お話がありました、最小の経費で最大の効果を生むということがこの棒グラフも物語っているのではないかと、このように思います。

このグラフを見ていただいたらわかるように、本会議初日、監査委員のご意見も入れた将来負担比率という数値が発表されました。たしか47.7%でございました。当然、将来負担比率というのは、借金がふえ続けて一般財源の持ち出しが多ければ、その比率もどんどん上がっていく、そういう仕組みでございます。そうですね。しかしながら、昨年に比べてもこの将来負担比率というのが低くなっている。この地方債増加、借金がふえているけれども、安

定した将来負担比率を保っている、このことについて財政計画における見通しについてもお尋ねをいたしたいと思います。

それでは、平成27年度の比率は前年度より、先ほど言いました将来負担比率は数値が下がっているということでございますが、その中で将来の負担となる地方債の内容についても、またお尋ねをいたしたい。また、その将来負担比率が下がった理由というのもお尋ねをいたしたいと思います。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 今回、議会で報告されました平成27年度の将来負担比率につきましては、前年度の60.1%を更に下回る47.7%となり、早期健全化基準である350%をはるかに下回る良好な状況となっておりますのでございます。この理由といたしまして、将来負担額であるところの地方債残高は約6億7,200万円と増加しておるものの、下水道事業債の準元利償還金に充てる繰出見込額が約8億8,900万円減額していることや、将来負担額から計算上控除されます充当可能基金額が約1億600万円の増額、さらに、地方債残高に係る交付税算入見込額が約1億9,400万円の増額などの影響によるものでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 平成27年度の将来負担比率については46.6%、前年度では60.1%、マイナス13%ポイントが下がった。グラフでは将来に負担する全体的な借金はふえているけれども、今申し上げたように、本来持ち出しする一般財源は減ったということにあわせて、本来計算上では借金であるけれども、将来負担額から控除される基金や、そしてまた交付税算入の高いそういう見込額がふえたということの影響によるということでございます。決して地方債が上がり、借金がふえ続けていくということで、町の財政を圧迫するということではないと、こういうようなご答弁ではなかったかなと、こう思います。

それでは、この間、投資的といいますか、事業としてはかなり事業費の高い事業を行ってきた。後で質疑をさせていただく道の駅、そしてまた、給食センター、また、いよいよ市民の皆さん方の利便性を向上するクリーンセンター、こういった多くの事業については巨額な事業経費がかかるわけですが、しかしながら、合併特例債等を充当して事業を進めてきたことが新市建設計画、これには非常に、先ほど来、地方債の実際の一般財源の持ち出しが減っているということに効果があらわれていると、このように思いますが、一番最初の財政計画のグラフにもありましたように、今後、平成29年度新市建設計画が一旦終結し落ちついた以降、よく言われているのは普通建設事業費が非常に少なく算定されている。維持的な修繕費のみしか事業として計上されていない、このようなご意見もよく聞き及んでおります。財政計画上、今のような投資的な、そういう効果による今後の普通建設事業の算出基準というような、その理由についてもお尋ねをいたしたいと思います。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 平成26年度におけます財政計画につきましては、普通建設事業の中身でございますが、新市建設計画の事業期間中である平成27年度の普通建設事業費は36億100万円、平成28年度

が21億2,500万円、最終年度の平成29年度が14億7,200万円と見込んでおります。その翌年に当たる平成30年度は7億3,400万円で、最終の平成35年度では6億9,000万円と、この間につきましては約7億円前後の金額で推移しております。これらの将来見込額につきましては、関係する全ての課が当時の条件のもと、各年度ごとの事業費や特定財源を見込み、年度ごとに集計したものでございます。その内容は毎年経常的な維持管理費に充てる工事費だけに限らず、過去実績や計画的に進める工事費などを含めて漏れがないよう精査し、各工事請負費等を積み上げし作成したものでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 普通建設事業費が平成29年度以降極端に少ないと、計上される費用が少ない、事業費が少ないと、こういうふうなことについてのご答弁でございました。決して経常的な維持管理だけではない、まして、財政シミュレーション上、先ほど来、実績数値からしても、十分な基金の潤沢な基金、そしてまた、財政計画上以上に黒字収支が伸びているということもあわせて、この普通建設事業費についても今後計画的に進める事業費も精査した上での算出基準であると、こういうことでございます。

それでは、今ずっとお話をさせていただいておりましたのは、まだこれから平成29年度も含めた財政計画上の新市建設計画でございましたが、既に完了した事業もたくさんございます。特に教育関連施設につきましては、市民の皆さん、そしてまた、子どもたちの安心・安全な学習環境の改善ということで、市長はどの事業より優先順位を高くして、実施していただいていたということでございます。

それでは、まず、教育部長にお尋ねしたいのは、平成17年度ぐらいからでしょうか、小・中学校の耐震化、大規模改造、これに携わっていただいております。これが平成26年度にたしか全て完了されたということでございます。平成26年度で完了した市内の学校の数も違いますけれども、県下でもかなり早期に100%を実現いただいたということについては非常に高い評価をさせていただいておりますが、この施設の全体事業費についてはどの程度であったのか、そしてまた、それに伴う国庫補助の割合等はどの程度であったのかをお尋ねしたいと思います。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

新市建設計画におけます施策区分の中の学校教育の充実という内容につきましては、平成26年度で全て完了させていただきまして、特に小・中学校の耐震化率につきましては、朝岡議員がおっしゃられますように、県内の市の中でも早期に100%を達成させていただきました。このことによりまして、子どもたちの安全の確保はもちろんのこと、本市の広域避難所として位置づけをされていることから、防災の観点から市民の安全・安心にも役立っておるところでございます。

ご質問の事業内容の内訳でございます。前のスクリーンをごらんいただきたいと思います。まず、総事業費でございます。真ん中の総事業費は41億3,864万1,000円でございます。内

訳といたしまして国庫補助金が35.57%でございます。合併特例債の割合は24.40%、通常債といたしまして20.45%、一般財源といたしまして19.58%でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 小・中学校の耐震化及び大規模改造、この事業について総事業費が41億円、そのうち35%になる14億7,200万円、これが国からの補助金、また、合併特例債、たしか70%算入分、そしてまた通常債、後ほどまた通常債のことについては少しお聞きしますが、そういった交付税算入の高い、先ほどのグラフではありませんが、地方債を利用して、実際のこのグラフ上では41億円の事業に対して約20%の一般財源、いわゆる皆さん方のさまざまな税を投入してこの事業を行っているということでございます。これにあわせて昨年2学期から完成いたしました、さまざまな課題が解消して、子どもたちに大変おいしい給食を供している新たな学校給食センター事業についても、同じく事業費、また、国庫補助交付金の活用についてをお尋ねいたしたいと思えます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** それでは、引き続き前のグラフをごらんください。事業費の内訳でございます。総事業費が17億72万8,000円でございます。国庫補助金といたしましては45.38%、合併特例債といたしまして41.33%、一般財源13.29%でございます。国庫補助交付金の活用といたしましては、建築工事におきましては市長の陳情等の尽力によりまして、学校施設環境改善交付金が当初の7,152万1,000円から1億5,121万4,000円に増額となりました。さらに、がんばる地域交付金といたしまして5億603万7,000円の獲得にも尽力いただいたところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 給食センターの事業費内訳のグラフでは、更に、いわゆる国の交付金、国庫補助が45%、約半分とは言いませんが、半数に近いほど国の経費を投入して、また、有利な事業債を、合併特例債を利用した金額が41%。このグラフを見ても全体の13%程度が一般財源であると。このように先ほど来、小・中学校の耐震、そしてまた学校教育センター、教育関連事業については既に新市建設計画事業から完了されたということでございますが、ここで再度ご答弁をいただきたいのは、このような事業に対して合併特例債、そしてまた、この画面ではないですが、前の画面では通常債、そのような事業起債を組み替えて、そういうような形でできるだけ一般財源の持ち出しを減らしたと、こういうご努力をされてるということでございますが、その効果といいますか、当初から起債が減少したとすれば、その理由についてお尋ねをいたしたいと思えます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** それでは、先ほどの小・中学校等の地震補強改修グラフをもう一度ごらんいただきたいと思えます。起債でございます特例債、通常債につきましては、全て交付税算入されるものを活用させていただいております。特に、新庄小学校及び磐城小学校、忍海小学校、白鳳中学校及び新庄小学校附属幼稚園に係ります地震補強大規模改修事業につきましては、交付

税算入率66.5%という合併特例債を予定しておりましたが、東日本大震災の影響によりまず緊急防災・減災事業債を使用することで交付税算入率70%から80%という、より有利な起債に振りかえさせていただきました。言いかえますと、今後の一般財源の負担が少なくなるということでございます。起債充当が当初予定から大きく減少いたしましたのは、新学校給食センターの建設事業でございます、先ほど申し上げました国庫補助金の獲得によるものでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** ありがとうございます。この学校関連事業についてはまだまだこれから幼稚園、そしてまた、さまざまな学校施設の事業についてはこれからまた事業を行っていただくわけですが、完了した事業においても、今言いましたように、部長のご説明がありました当初の算入率の66.5%、100%に対して66.5%は国からお金を返してあげると、こういうことですね。しかし、お金を返していただくのやったらよりたくさん返してほしい、80%返してあげると、こういう起債に変えて、その起債額までは載ってませんが、そういうような効果が各耐震化、そしてまた給食センターにおいても、当初の給食センターにはなかなか補助がない、こういうことではございましたが、さまざまなご努力によりましてそういった補助金が獲得できたということについては、本当に事業完了というこの事業についても、今後の一般財源、市の起債は極端に少なく、最小の経費で最大の効果を生んだと、こういうことではございます。市長については8年間、この議会が本任期については最後の議会ということでございます。このような事業の評価と申しますか成果並びにこれからまたさまざま、学校、この施設だけではなく、さまざまな事業に対してどのような見通しで進んでいこうと思われているのか、ここで市長にご答弁を求めたいと思います。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 朝岡議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思います。8年間いかに少ない投資で多くのリターンがある事業というものを探してきたかということでございます。当初は皆さんにご迷惑をかけました。8年前はJR架道橋、あのことにつきましても14億円、15億円の予算計上の中で補助率40%、市からの持ち出しが8億円から9億円ということで、私が議員のときに反対をさせていただいた、それを新市建設計画への組み入れであったり、合併特例債を使わせていただくとか、40%から55%に補助率を上げていただくような陳情を繰り返させていただくというようなことをさせていただいて、8億円、9億円かかった市からの持ち出しを2億1,000万円に下げさせていただいたわけですね。そういうことをいろんな皆さん方のお話を聞かせていただきながら、東京、また、近畿地方整備局やいろんなところにお伺いをしてお話を聞いて、その中で情報を得て、より葛城市にとって有利な財源確保に取り組んでまいりたいというふうに思っております。まだ新市建設計画の事業がたくさん残っておりますから、この事業完遂に向けて、また先ほど言いましたように、より有利な財源確保に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**赤井議長** 朝岡君。



**朝岡議員** この平成27年度決算もこれから委員会で認定の審査をいただくわけですが、今後もうこういう有利な補助事業、そしてまた、より有利な事業債といいますか地方債を獲得しつつ、できる限り事業を最小の経費で抑えるような今後も展開をしていただきたい。期待をいたしておるところでございます。議会としまして、しっかりとまたそれについては議論を尽くしてまいりたい、このように思います。

それでは、これからの市政運営における、また、新市建設計画の事業の進捗状況についてをお尋ねしてまいりたいと思いますが、たくさんございますけども、やはり、この11月にいよいよオープンをするという地域活性化事業の新道の駅事業に焦点を合わせてご質問をしてまいりたいと思います。まず、ここでおさらいということになりますが、この地域活性化事業、新道の駅事業が実施に至った経過を担当部長からご説明を願いたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

道の駅事業の経緯についてでございますが、道の駅を整備しております箇所につきましては、平成15年12月に新庄町・當麻町合併協議会、こちらの方で策定されました新市建設計画におきまして、南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、地域活性化を推進するため新たに拠点施設の整備を行うということが記載されております。また、平成19年3月に策定されました都市計画マスタープラン、こちらがその資料になりますが、この中に将来都市構造図、スライドのこの図でございます。こちらの図が掲載されておきまして、この中に道の駅のありますところが地場産業振興ゾーンというふうに位置づけられております。各計画に位置づけられております地域活性化を推進するための新たな拠点、地場産業を振興する施設、これらをどのように整備していくかという中で、その実現方策として道の駅という制度を活用し、整備することということになりまして、平成22年7月に設立されました葛城市地域活性化事業計画検討委員会、こちらの方で議論を行われ、現在に至っております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 改めて、道の駅の実施に至った経過をお尋ねいたしました。部長からご答弁をいただきました。先人の先輩議員、そしてまた、その当時の市民の皆さん、大変ご苦勞をいただいて、旧町の合併協議会、そこに当時なかった南阪奈道路の、そしてインターチェンジ付近に地域活性化を推進するために拠点整備をすると、こういうことをお決めいただいたわけでございます。また、その後、部長のご説明があった都市計画マスタープラン、この中にもそこを地場産業の、地場が活性化できる産業の振興ゾーンにしようとする地域の一般の皆さん、さまざま入っていただいた事業計画があり、この道の駅の手法が取り入れられて今に至っていると、こういうことを改めてお聞きしたわけでございます。

それでは、道の駅という選定基準といいますか、道の駅とは何やということでございますけれども、その選定の基準についてもお尋ねをいたしたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 道の駅の選定基準、登録されるための必要な条件についてでございますが、利用

者が無料で24時間利用できる駐車場とトイレ、道路及び地域に関する情報を提供する施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設を有することとなっております。設置者につきましては、市町村または市町村にかわり得る公的な団体とされておりまして、設置者の申請に基づき国土交通省において登録されたものが道の駅ということになります。道の駅かつらぎにつきましては、平成28年5月10日に国土交通省において道の駅として登録をされました。また、それとは別に、地方創生の核となる道の駅として意欲的な取り組みが期待されるということで、平成28年1月に重点道の駅としても選定されております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 道の駅とはどういう基準でどのような選定により、こういう施設が成り立っているのかということをお聞きしました。よく我々も本当に、一般の市民の方は直売所が道の駅、こういうふうにご理解をいただいている方が結構私のご近所にもたくさんいらっしゃるんですけども、よく言われる、いわゆる直売所があって、喫茶店があって、レストランがある。よく比較をされる樫原にあるJAさんがやっておられるまほろばキッチン、これはどう違うというか、道の駅なんでしょうか。ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** JAのまほろばキッチンについてでございますが、道の駅の登録は行っていないということでございます。

以上です。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 比較対象になるということ自体が道の駅ではない事業と道の駅の事業とさまざまな比較をされるというのはどうかなというような気がいたしますが、実際、道の駅というのはこういう機能を果たしている、また、重点道の駅にも選定された道の駅かつらぎであると、こういうことではございません。よく言われているのは、それはいいんですけども、事業費が増加してやるやないかということでございますが、その経過についてもお尋ねをいたしたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 事業費とその経過についてでございますが、計画当初は全体事業費18億円として事業を進めておりました。その後、人件費ですとか資材の高騰による工事費の増加に加えまして、南阪奈道路、こちらへの利便性を向上する目的でオンランプへの接続道路というものを追加しております。これらの計画変更により、現在の全体事業費としましては26億9,300万円となっております。現在の状況としては、施設の中心となる地域振興棟ですとか調整池、こちらの方については工事が完了しまして、現在、道路情報棟、また、駐車場等の周辺整備を鋭意進めているところでございます。

以上です。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 今ご説明がありました、そういう機能を果たす道の駅なので、当然、近接している南阪奈道路にはそのまま帰れる道をつくってほしい、こういうご要望に応えるということで、当初

の事業費から少しといたしますか増額された。また、社会状況による人件費や資材の高騰による、そういった多方面からの要因により26億9,300万円事業費が増加をしてしまいましたと、こういうことですが、では、先ほどの学校の教育部長からのご説明にもありました事業費の財源内訳につきまして、将来負担をする割合等についてグラフでお示しをいただきたいと思ひます。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 財源の内訳についてでございますが、現在まだ事業中ということで、今後、国や県等との協議の中で変わっていくと思ひますが、現時点での試算で申し上げますと、国からの交付金が12億2,800万円、また、合併特例債等の活用により交付税の算入が見込まれる額としまして9億5,800万円、残りの部分、こちらの方が市単独負担ということになりまして5億700万円というふうに試算しているところでございます。

以上です。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 26億円の全体経費の中で、大変市長はご苦勞をされましたな、これは。国からの交付金、そしてまた、先ほど来、活用させていただいている合併特例債、こういうことが見込まれる算入額も含めて実質的には5億700万円、26億円の事業の規模を、将来負担する総額は約5億円やとこういうことでございます。その中でこの道の駅というのは当然、利益が上がっていくわけでございます。そういった意味でこの5億円というのが、将来負担といたしますか、負担という言葉に当てはまるのかということでございますが、26億9,300万円を分母にして1人頭の借金がというのは大きな見込み違いといたしますか、私はちょっと算出違いではないかなと、このように思ひます。

次に、この道の駅については、今、熊本の地震もありました。騒がれている東南海・南海地震もあります。そういった地震の防災対策としての役割も果たすのではないかと思ひますが、それについてのご見解をお示しいただきたいと思ひます。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 地域の防災施設としての役割についてでございますが、今後想定されます南海トラフ地震等の広域大規模災害、こういったものに対して各地からの救援、復旧支援などを受ける際の拠点として機能すると考えております。現在指定されている小学校ですとか公民館、これらの避難所とは別に、物資ですとか人員の集積が可能な広場が必要でございます。こういったもの、また、広域幹線道路に隣接しているというメリットをこういったことで生かせるというふうに考えているところでございます。

以上です。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 特に今は防災対策というのは本当に大事な施策でもあります。これだけの多目的広場を含めた大きな広場が葛城市民の防災、そして減災対策だけではなく、県下、そしてまた他府県からのさまざまな救援物資、そしてまた人員等の集積が可能な場所ということで、非常に多目的にこの道の駅というのも本当に5億円程度の費用で最大の効果を生んでくれるというこ

とに期待をするところでございます。

次に、時間も少しなくなってまいりましたので、この特に施設の中で、既に先ほどご説明がありました地域振興棟、これは既に完成をいたしております。特に、地域振興棟を含めた道の駅の全体というのは、指定管理制度でこれから事業が実施されるということでございます。指定管理制度というのは、皆さんご存じのように、本市では体力づくりセンター、これが本当に全国的にも成功例でございまして、いまだ黒字経営で基金を積み上げられていると、そういった実績に基づいて指定管理制度が導入をされるということでございますが、これに対した、この指定管理制度活用に対する事業方針等をお尋ねしてまいりたいと思います。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いたします。

ご答弁させていただく前に、ちょっと私の方がスクリーンの後ろになりますので、松倉統括技監の方の席と変わらせてもらってよろしいでしょうか。

**赤井議長** はい、どうぞ。

**池原産業観光部長** それでは、答弁をさせていただきたいと思います。スクリーンのこの写真につきましては、地域振興棟を南阪奈道路側から見た状況の写真でございます。道の駅かつらぎは、この写真の地域振興棟並びに道路情報棟、駐車場、多目的広場から成り立っております。平成27年12月議会におきまして道の駅かつらぎの指定管理者は株式会社道の駅葛城に決定していただいたものであります。この株式会社道の駅葛城の事業方針といたしましては、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地域情報の発信、地場製品の販売を通じて、観光、産業及び文化の振興を図り、地域の活性化と魅力ある地域づくりに資するとされております。そして、道の駅かつらぎを葛城市の魅力伝える交流の場とし、地域産業振興を狙う地域創生の核とされております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 指定管理制度に基づいて新たに設立をされた株式会社道の駅葛城が指定管理者になったということでございます。指定管理制度による現段階での協定内容について少しお尋ねをいたしたいと思います。当然ながら公共料金、そしてまた施設の管理費についての協定内容がうたわれていると思いますが、それについてご答弁をお願いしたいと思います。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご答弁をさせていただきます。葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定及び年度協定は、平成28年4月1日付で指定管理者である株式会社道の駅葛城と締結をさせていただきました。お尋ねの上下水道料金や施設管理費につきましては、全て運営会社の負担となっております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 当然のお話だと思います。それでは、この指定管理者の株式会社道の駅葛城が販売する各施設の出荷及び飲食関連の参画状況、特に市内の農家の方の出荷品目の動向や具体的な品種、

そしてまた、飲食、総菜、チャレンジショップ等の内容についてお尋ねをしてみたいと思います。ご答弁をお願いします。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** スクリーンをご覧ください。この写真でございますが、この写真は地域振興棟東側の部分で休憩スペースや飲食関係の部分でございます。ここにはチャレンジショップが3店舗あり、桑のソフトクリームや地元のこんにやく芋を使った手づくりこんにやくなどが販売される予定であります。また、ワゴンショップも6台のワゴンを予定しており、起業を志している市民の方々が手芸品や菓子類等を販売される予定であります。加工施設におきましては、葛城市の地域食材を利用した桑や地元野菜を利用したからだ想いの健康総菜、いもぼたなどの郷土料理、家庭料理を調理して提供するとともに、調理方法や材料を見せることで食の安全性をアピールし、お客様の購買意欲を促進するものであります。農家カフェにおきましては、低脂肪牛乳を使用したジェラートを中心に、ピザ、パスタ、スイーツ、ケーキ等を提供する予定であります。健康からだ食堂は葛城市の地域食材を利用した安全で安心、からだ想いのお総菜を他の道の駅にはない品揃えでお持ち帰りや飲食の両方で提供する予定であります。ベーカリーショップにおきましては、産直食材を生かした焼きたてのパンを提供するものであります。

続いて、次の写真をお願いします。この写真は農産物直売所の販売箇所であります。地域振興棟の西側部分にあり、この場所では葛城産の野菜や花を基本に、県内産の果物、野菜などが販売され、また、地域の食材を使用した多種多様な特産品、加工品が販売される予定であります。現在、農家の方々等約399件の方より出品の申し出を受けております。市内の方は226件で、内訳といたしましては、農産物は167件で、野菜、米等が145件、切り花、果物が22件となっております。野菜等の品目につきましても、白菜、キャベツ、ほうれんそう、小松菜など多種多様な品目が約100品目ほど登録されております。市内の加工品、工芸品につきましましては59件であります。また、市外の方々からは173件となっており、農産品におきましては果物が多いのが特徴であります。現在におけます申込件数から見る地産率は56.6%となっております。また、この道の駅はワンストップの機能も持ち合わせておりますので、魚介類や肉なども取り扱い、魚介類におきましては淡路島の岩谷漁港より直送の鮮度抜群の鮮魚を提供させていただく予定であります。また、精肉につきましても牛肉だけではなく、ジビエとしてイノシシや鹿の肉も提供させていただく予定をしております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 地産地消率が56.6%、やはり出口を広げて市内の農家のさまざまな皆様のご努力で167件の野菜等、そして、米が145件、やはり販売、購買場所を広げるということは非常に起業を志す方、そういった方々も含めて、この道の駅がそういう葛城市民に有意義にこれから利用されるということを期待する数値ではないかと。当然この地産地消率もだんだん向上していただいで、100%に近い葛城産のさまざまな品目が並び得るということを株式会社道の駅葛城にも大変ご努力をいただいで、この道の駅を進めていただきたいと思っております。

最後に、市民の雇用状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 市民の雇用状況でございます。現在、株式会社道の駅葛城におきまして、正規社員及びパート社員約80名を公募中であります。会社より、応募いただいている9割の方が葛城市民の方であるとの報告を受けております。会社としてもできるだけ市民の方を雇用する方向で考えているとの報告を受けているものであります。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 消費する側も経営する側も販売する側もオール葛城でということでございますので、葛城市民の方が本当にこの施設を有意義に使っていただけるように期待をするところでございます。

それでは、次の質問にまいります。残りがわずか6分でございますが、今、新市建設計画の中の中心になる事業を語ってまいりましたが、今現在、地方創生ということも非常に国から注目をいただいている。その中で、移動市役所がいよいよこの9月から運行するわけでございます。この件につきまして少しお尋ねをいたしたいと思います。事業の創設に至った経過、また、事業の財源、そしてまた役割というのは、ちょっと時間がございませんので、もうご質問はしませんが、この市民サービスカー、マスコミ報道によりますと8月19日に民間事業者と覚書を締結したということでございますが、買い物支援を実施するというところでございますが、具体的にどういう事業かということをお尋ねしたいと思います。

**赤井議長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 総合政策企画監の本田でございます。ただいま朝岡議員の方からご質問があった点について回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成28年8月19日に市民生活協同組合ならコープと買い物支援事業に関する覚書を締結させていただいたところでございます。本事業は、毎週金曜日の午前中にコープの移動店舗が大字の集会所や公民館等を巡回しまして、巡回先に集まった市民の方に実際の商品を見ていただきながら買い物を行っていただくというものでございます。この移動店舗の訪問先に、スライドを映していただいております市民サービスカーもあわせて訪問することで、両事業の効果促進を図ることを想定しております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** それでは、どのような経過でそういった民間事業者との覚書の締結になったのか、この点についてもお尋ねをいたしたいと思います。

**赤井議長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 本市におきましては、これまでもサテライト市役所構想としまして、集会所や公民館といった地域の拠点で行政サービスを初めとする各種サービスを提供することで、行政コストの削減であるとかコミュニティ機能の活性化を図りたいというような構想がございます。その中で、移動店舗の巡回についてもその一環として開始することとさせていただい

ておりまして、実施に向けて集会所や公民館に対して商品の配送、販売を行っていただくことができる事業者というものを模索していったところ、無償での運行であるとか実績等の条件面から、ならコープを選定し覚書を結ばせていただいたところでございます。

以上です。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 民間事業者との覚書の締結に至った経過というのはわかりました。しかし、行政側として、また、この民間事業者側として、それぞれどのような意図といいますか、これからの方向性を持ってそういうふうに進まれていくのか、これについてもお尋ねいたしたいと思います。

**赤井議長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 今回の事業につきましては、市民の買い物支援に対する潜在的なニーズであるとか、市場がどの程度あるかについて試験的に調査するために行うものでございます。民間事業者側としましては、移動店舗を試験的に運行することで葛城市においてどの大字で事業の採算性が確保できるか、どういった商品のニーズが高いかについて調査することを目的としております。また、行政側としましても、移動店舗が運行することで買い物支援において市場原理が及びにくいような、いわば行政として特に支援をしていく必要があるような地域を見定めるといったようなことを目的としております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** この取り組みは非常に期待をいたしておりますところでございますが、今後の見通しについて、また、この事業の継続性、これについて、そしてまたこの継続することで買い物支援に対する本来の行政の役割、このようなものはどのようにご認識をされているかお尋ねいたしたいと思います。

**赤井議長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** ただいまの質問についてですけれども、本買い物支援事業につきましては、今年度いっぱいを目ざすめどとする試験的な運行であると認識をしております。事業の結果によりまして、葛城市において移動店舗の市場が大きい、事業として成り立つということであれば、この点をほかの事業者にも広くPRをしてサービスの誘致を進めてまいりたいと考えております。逆に、市場が小さい、事業として成り立ちにくいということになってきますと、市として買い物弱者に対する支援としてセーフティーネット的に財政支出を伴うということも選択肢に入ってくるかと考えております。地方創生というものにおきましては、民間活力であるとか民間資金の活用というものが鍵になっておりまして、こうした中で行政に求められる役割としましても、民間資金によるサービス展開というものを模索しながら、市場原理が働きにくいような部分に絞って重点的に行政が支援していくということがあり得べき役割であると認識をしております。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 残り1分でございますので、この事業については本当に市民サービスカーが走り、その市

民サービスカーに求める市民の方が買い物もしていただいたらどうかという、こういう熱い山下市長の思いが入った、全体的な総合戦略に基づいた政策の柱であるということでございますので、しっかりそれはそれで進めていただきたいと思います。本来の行政の役割はどこまでなのかということをしつかりこれからも研究と検討をいただいて、先ほど本田総合政策企画監がおっしゃった、光が届かないところ、それについてはいろいろな方向性でこの事業を進めていっていただきたいと思います。このことを申し上げまして一般質問を終わります。大変、ご清聴ありがとうございました。

以上でございます。

**赤井議長** 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時40分

再 開 午後2時30分

**西井副議長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

3点ございます。1点目は、葛城市において生産された農産物のブランド化とその支援についてでございます。2点目は、都市農業の振興について。3点目は、公共施設のマネジメントの中の図書館についてでございます。

なお、これより先は質問席にてさせていただきます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** よろしくお願いをいたします。お昼1番の一般質問ということで、眠くなる時間帯でございますけれども、私もしつかりとご質問させていただきますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、昨年12月定例会の一般質問におきまして、TPP合意による本市農業への影響と対策についてという議題で質問をさせていただきました。その中で、今後の本市の農業振興対策ということで、地域農産物のブランド化を提案させていただきました。市長からも前向きなご答弁をいただきました。その結果、ブランド化に向けた調査委託料を予算化していただきました。その事業につきまして、その後の状況についてお尋ねを申し上げます。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

本市には都市近郊農業として多種多様な農産物が作付されております。その中でも全国生産量トップの二輪菊を初め、一輪菊や御簾菊、スプレー菊などの菊、また、県下で生産量ナンバーワンの青ネギを初め、大和ふとねぎなどのネギ類、若手農家が頑張って生産量がふえ



ているイチゴ、また、夏秋ナスや里芋などが従来から葛城市の名産としてつくられております。また、近年、葛城山麓地域において機能的作物としての桑や菊芋、大和当帰の薬用作物なども作付されており、この機能的作物を使ったドレッシングなどの加工食品も開発されております。そして、葛城市の中で一番多く作付されているのは水稲であります。その品種は全国でも特Aランクに位置づけされているヒノヒカリであります。また、主食水稲のほかにヒノヒカリのもみ種の生産においても、奈良県下の約80%が葛城市で生産されております。このほかにもトマトなど多種多様な野菜類等が生産されております。このように葛城市には多種多様な農産物があるのですが、販路拡大が困難である中、農家の方々には待ちに待った農産物の直売所として、この11月3日に道の駅かつらぎがオープン予定であります。しかし、たくさんの市内産の農産物を出荷していただくものであります。現在、葛城ブランドという差別化できるフレーズがない中、消費者の皆様にはアピールできるものとして葛城市の認証ブランド農産物としてラインナップすべきシステムを構築するものと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、市内にはブランド農産物と言われるものがたくさんあると。ただ、市内外の消費者の方々が葛城市にはどんな農産物があるのかと、こう問われても、現に市が認証する明確な特産品がないというのが現状でございます。そんな中、今進めていただいている取り組みによって消費者の方々に大いに本市農産物をアピールし、農業の活性化につながっていくと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ここで、地域特産品のPRの取り組みについての事例をご紹介申し上げたいと思います。皆さんご承知のとおり、今の農業の現場には余り明るい話題はございません。現に、日本一を誇る二輪菊といいますが、肝心の農家の販売価格、これが余り芳しくないというのが現状でございます。その結果、二輪菊の生産量につきましても年々減少傾向という状況でございます。そんな中、特産菊の販売を強化するという目的で、葛城花卉出荷組合では県の協力を得まして販売促進用のパンフレット並びに大型ポスターを作成されました。今後、取引市場などへ配布をされるということを伺っております。生産者みずからが何とか今まで以上に有利販売につなげようと頑張っておられるということでございます。本日はそれをお借りしてまいりました。パンフレットにつきましては、こういうA4の4ページにわたるカラー版でございます。二輪菊ということで、皆さんご承知の菊につきましても、こういう38品種ラインナップをされておると。それから、それ以外にも先ほど池原部長からもご紹介ございました御簾菊。ポスターについてはこの大きなポスターでございます。上の方が御簾菊と言われるものでございます。この御簾菊について若干ご紹介したいんですけども、漢字で書けば御所の御に、すはすだれの簾でございます。要するに、すだれ状の弁を持った菊ということでございます。

実はこの菊も日本でもトップクラス、日本一と言っても過言ではない菊でございます。これら二輪菊、御簾菊、どちらの菊におきましても、地元で品種改良されております。これが

独自性といえますか、ほかではまねのできないという産地の強い部分があるということをお伺いしております。このようなグッズを駆使して、京阪神はもとより東京市場へも進出をされておるといふふうに伺っております。また、先ほどご紹介ございましたように、菊以外にも、県内はもとより全国的に誇れる農産物は数多く存在しております。ご承知のとおり、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。例えば、先ほど若干申し上げました農産物の価格の低迷、それに病害虫の被害、生産資材の高騰、このようなこともございまして、生産者、要するに農家の多くは後継者が育っておらないということが現状であるというふうに思います。このような状況の中で、市としても地域の主要な産業であります農業を活性化すると、こういった意味におきまして、地域農産物のブランド化を早急に進めていただきたい。よって、市内外に向けその存在を広げる、また、問題解決に向けた後押し、それから市長のトップセールス、このようなものも今後必要になってくるかというふうに思いますが、ご所見をお伺いいたします。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。本年につきましては、葛城ブランド認証システムというのを構築させていただく予定をしております。これにつきましては、トレサビリティの導入や農薬等を低減した栽培など、市内で生産される農産物や特産品を消費者に安心して購入してもらうための取り組みとして、安心大和葛城ブランドとして市が認証することにより、本市産の農産物及び特産品生産振興と消費拡大を図るものであります。本年度は基礎調査を行う予定をしております、事例調査として先進事例における付加価値に関する調査並びに事例から見る地域ブランド化における効果的手法の分析を行うものであります。今後は地域ブランドの戦略対策として、本市の地域資源や地域産品等の現状分析を行い、また、課題整理も行っていくものであります。そして、地域の活性化につながる葛城ブランドのあり方の検討として、認証基準や浸透方法、戦略推進体制等を決定していく予定であります。

以上でございます。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** トップセールスについてのお尋ねであったと思います。今、御簾菊のお話もいただきましたし、二輪菊、日本一の産地ということで葛城市が誇るべき菊、これにつきましては、実は今月9月26日に東京の大田市場で奈良県農協と奈良県と一緒に競り啓発活動に行くというお約束をさせていただいておるところでございまして、増田議員がおっしゃっていたような、昔から葛城市でとれたいいものをしっかりと私も宣伝をしてきたいというふうに思っておりますし、また、プラス、先ほどから葛城市でとれた、最近若手の農家がイチゴを頑張ってるよとかというのも含めて、午前から大阪に行ったりとかという話もありましたけれども、例えば奈良県内であったら、あの有名なル・ベンケイの尾川さんのところに「これを使ってあげてくださいよ」とかとか行ったりとか、大阪のいろんなレストランとかそういうところに対してこの食材を使ってほしいということをお伺いし、ちょっと私も私なりにお手伝いをさせていただいたりしておるところでございまして。

西井副議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。そういう市長みずからが地域の主要産業、農業をしっかりと後押ししていただくということが何よりも強みでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

今、農業の活性化ということでお話をさせていただいておりますけれども、午前中にもございました、11月3日にオープン予定の道の駅、こういう新しい販売チャンネルというものが地域の農家にできたということでございますので、今まで以上につくれば売れると、今までの農家の一番問題であった、つくっても売れないという状況からの脱却といえますか、進歩といえますか、そういうものが大きく期待のできる場所であるかなと。農家の出口部分の大きな期待の持てる事業、これを期待するところでございます。そういう場所におきましても、全く遠いところからの道の駅を利用されるお客様が、道の駅のお店に農産物を求めて買いに来られたときに、大きな看板のところに葛城市の特産農産物ですよと、こういうタイトルが絵であったり写真であったり、そういうものがぼんと書いてたら、そうか、ここではこういうものがたくさんつくられてておいしいのかということで、率先して買っていただく、そういう消費者にとってもわかりやすい、お勧めしやすい、そういうブランド認証の結果になるのかなというふうに思えますので、重ねてブランド化の推進をよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目のご質問をさせていただきます。都市農業の振興ということについてお尋ねをさせていただきます。昨年7月でございますけれども、都市農業振興基本法というものが成立をいたしました。今年5月にその都市農業振興基本法に基づいて基本計画というものが閣議決定をされております。この計画は皆さん方もご承知かと思えますけれども、市街化区域内の、またその周辺も含まれますけれども、地域の農地、これは従来は宅地化すべきものという位置づけで進められていた。これがこの基本法によって都市にあるべきものと、こういうふうに変更されたということでございます。これは、市街化農地をお持ちの農家に対しても正しく今後ご理解をしてもらう機会が必要であるのかなというふうにも思えますので、今回、質問のテーマに挙げさせていただいたということでございます。理由としては、人口減少、高齢化、このようなものによって宅地化開発が鈍化しているということでございます。それに加えて都市の中で持つ農地の多様な機能といえますか、以前にも若干お話をさせていただきましたけれども、防災機能であったりいろんな機能が今後、住宅地内、市街化区域内で非常に必要になってくるのであろうと、こういうことで制定をされたということでございます。先ほど言いました多様な機能ということにつきましては、これはもう当然、農産物の供給というものは必須でございますけれども、先ほど若干申し上げました防災、要するに家が立て込んで、若干の空間、要するに農地というものがあって緩衝材になるとか、もしくは集中豪雨、ゲリラ豪雨等が発生しても、その農地が一時期の雨を吸収してくれるとか、そういった防災空間というふうな機能があったり、また、近隣の住民との食を通じた、そういう食に関する教育であったり、地域住民に対する良好な景観を形成すると、こういうふうな空間であったり、こういったものが農地の持つ多様な機能というふうに言われておるとい

とでございます。

そこで、お尋ねを申し上げます。本市の市街化区域内の農地の宅地化の推移についてお尋ねを申し上げます。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。本市の農地総面積は864.0ヘクタールであります。そのうち市街化区域にある農地面積は90.5ヘクタールであります。割合的には10.4%になります。市街化区域面積は482.3ヘクタールであり、そのうち農地面積は90.5ヘクタールでありますので、18.8%が農地となっております。また、90.5ヘクタールのうち30.8ヘクタールが生産緑地となっております。市街化地域内農地の転用面積につきましては、平成23年度におきましては1.5ヘクタール、平成24年度が2ヘクタール、平成25年度も2ヘクタール、平成26年度は2.8ヘクタール、平成27年度は1.6ヘクタールとなっており、平成28年度におきましては8月末現在で1.1ヘクタールとなっております。

以上でございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。今ご説明にございましたように、横ばいもしくは若干減少と。宅地化は進んでおるんですけども、都市計画法第34条による特区によって、そういうミニ開発等にシフトされてるというふうなことも想定できるわけでございますけれども、現に市街化区域内の農地については鈍化傾向にあると、こういった状況ということでございます。市街化農地を持たれている農家の方につきましても、いろいろと不安なところがあるということも伺ってございます。不安の1つの理由としては、固定資産税でございます。先ほど説明がございましたように、生産緑地という選択をすれば農地並みの課税ということになるわけでございますけれども、今後、宅地化が想定できるであろうという農地につきましては、あえて生産緑地を選ばず、そのままの市街化区域内の農地という選択をされて、宅地化並みの課税に非常に負担を強いられておるということでございます。それに加えて、その区域内で農業をしているけれども、周辺の住民の方に対する農業に対する迷惑のかからないような、そういうご配慮にも気を使っておると、こういうようなことも伺ってございます。今後はこの計画によりますと、市街化区域内の農地については宅地化を前提にするという農地ではなく、農地の持つ多様な機能を有効に活用することが行政に求められているということであるかなというふうに思います。国からこの事業に関してどのような指導なり説明がなされておるのかお尋ねをいたします。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。都市農業基本法は平成27年4月に施行されたものでありますが、国からの説明会が平成28年2月に行われたものであります。この時点におきまして、都市農業基本法に基づく都市農業振興基本計画は現在パブリックコメント中であり、計画の策定は平成28年度にずれ込むとの説明でありました。詳細的な支援策は現在調整中であり、具体的な説明はされなかったものであります。

以上でございます。

西井副議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。この基本法を若干見させていただきますと、第10条のところには、今後、地方公共団体においては都市農業を営む者と都市住民の意見を反映させた都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないと。要するに、農家と住民としっかりと意見を聞いて、そういう両者にご理解いただけるような、そういう計画をつくっていかんよと、このようなことが10条の規定といますか、設けられておりますので、今後の計画についてお考えがございましたら答弁願いたい。現状なかったら結構でございますけれども。

西井副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 都市農業基本法に基づき、また、都市農業基本計画に基づきまして、今後、支援策の方が出てきましたら考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

西井副議長 増田君。

増田議員 ちょっとおくれておるということもあって、今後の課題かと思えます。今後は、先ほどお話をさせていただきましたように、計画を進めるということでございますけれども、葛城市にふさわしい、どれがふさわしいかというのは別といたしまして、農と住、従来、新庄町においては非常にこの農と住というものを大切に、各事業を大切に進められておったという記憶がございますけれども、農と住のバランスのとれた、これが本来の都市農業のあるべき姿かなというふうに思いますが、そのようなバランスのとれた地域づくりを進めていただくようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは次に、公共施設のマネジメントについてお尋ねをいたします。今年3月に策定されました葛城市公共施設マネジメント基本計画が作成をされております。ここにはその内容について詳しく書かれておるわけでございますけれども、現在、葛城市には132の施設と13万平方メートルの面積を有しておると。市民1人当たり換算いたしますと3.6平方メートルということでございます。この面積は、これが多いのか少ないのかということでございますけれども、全国平均とほぼ同じぐらいの面積であるというふうに書かれております。ただ、人口5万人以下、要するに、葛城市と類似する都市の平均、これは6.0平方メートルということでございます。それから見るとはるかに少ない状況であると言われるかと思えます。また、近隣の市の状況を見ましても、葛城市はそんなに公共施設の面積が多過ぎるということでもないのかなというふうに感じました。この中で実情として書かれておるのは、合併前から両町が所有していた機能の似通った施設が複数存在していることが特徴になっておると。當麻町、新庄町、両町がそんなにバランス、大きさが変わらない両町であったこともあって、同じような施設が複数存在しておると、これが実情かというふうに思います。そういうふうにご書かれております。しかし、似通った施設が複数あるということで統合することが望ましい施設、これはあるかと思えます。この審議の中でもいろいろと今後検討されるかと思えますけれども、統合することが望ましい施設に対して、複数あることが望ましい施設、これもあるかと思えます。その辺の見きわめは、今後このマネジメントをされる中でいろいろご検

討いただけののかなと思いますけれども、今回質問をさせていただく図書館につきましては、私は複数あることがふさわしい施設の1つであるかなというふうにも思いますが、部長のご所見をお尋ねいたします。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。ただいまの増田議員の図書館の統廃合の考え方につきまして答弁をさせていただきます。

このことにつきましては、葛城市公共施設マネジメント基本計画に明記しております公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づきまして、必要な行政サービスを継続して提供することを重視することや効率的、あるいは効果的な維持管理、運営等を考慮して取り組んでまいることになっております。また、今後の方向性としていたしましては、図書館、文化施設、体育施設はいずれも広域的な視点で施設の配置、再編を検討していくべきでございますが、合併を経て機能の重複が見られることから、それぞれの施設の特性を生かしつつ、更新時期等に合わせて方向性の検討をすることになっているところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 市長。

**山下市長** 私も補足的に説明をさせていただきたいと思います。今、先ほどから増田議員の方から葛城市の公共施設マネジメント基本計画に基づいてのいろんなお話がありましたけれども、私は一番大事なのは、市民にとって施設が大事なのか、それともサービスが大事なのかというのが、ここが一番大事な話だと思います。1人当たりの面積が広いからサービスがいいわけではなくて、いろんな方々が押しなべていいサービスを受けられるようにしていくことこそが大事であって、1人当たりの面積がふえることが大事ではないというのが私の基本的な考え方です。5万人以下の公共団体の中で葛城市の面積というのはそんなに大きくない、でも、逆に私はそれがありがたいなと思います。今後30年間、40年間、この同じ施設を維持していこうと思うと、維持管理修繕費等を合わせていくと、建替えも含めて200億円から300億円の費用が必要となってくるというふうに試算をされているところですから、それをどうしていくのかということを考えていくことこそが大事だと思います。サービスを機能分化していくこと、行政が行っているサービスをいろんな形で市民に受けていただけるようにするために、葛城市では10月1日からコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明がとれるようになりますよとか、機能分化を図っていったりとか、できるだけ公共施設を使わなくてもいろんなサービスが受けられるような方向も考えていこう、またその一環として市民サービスカーというものがこの9月からデビューさせていただくわけでございます。私も増田議員と同じで、図書館につきましてはいろんな人たちがサービスを使えるようにするべきだと思いますから、できるだけ施設の統廃合は行うべきではないという視点には立っております。ただ、そのサービスの提供の仕方というのが、例えば移動市役所を活用してとか、例えばこの新庄庁舎や當麻庁舎を活用してとか、いろんなところで図書館サービスが受けられるということになれば、またその限りではないというふうには思っています。どうやって市民のサービスを下げずに維持管理費を少なくしていくかということが我々に与えられた大きな課題であるという

ふうに思っているというところでございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** ただいま市長のお答えをいただいたら、私の一般質問はこれで終わってしまうような、もう結論をお述べいただきましたので、とりあえず進めさせていただきますけど、ありがとうございます。市民重視ということで、必要なもの、必要じゃないもの見きわめ、その中で図書館の必要性というのは市長におかれましても重要であると認識しておられると、こういうことでございます。

私が、またくどくなって蒸し返しますけれども、こういうことをお願いする理由として若干述べさせていただきます。理由の1つでございますけれども、文字・活字文化振興法という法律がございます。この法律の第7条のところには、市町村は住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置するよう努めるものとする、こういうふうに言っている。必要な数の図書館を設置すると。必ず設置しなければならないじゃないに、必要な数の図書館を設置しなければならないと、こういうふうに書いてるんですわ。これは要するに、複数施設、複数の図書館があってもしかるべきと、こういうふうな表現と私は解釈いたしました。そこがちょっと私もこういういろんな資料を見るところでの図書館の重要性といたしますか、市民に対する必要性が重く受けとめられている理由なのかなというふうに感じました。それから、現状、両図書館を見ていまして、非常に平日といたしますか、普通の日といたしますか、土日じゃない時間帯におきましても非常に利用者が多いと。当然そういう時間帯につきましては高齢者であったり、若者といたしますか、お子さん連れの奥さんであったりと、そういう方が身近に近くにあることで図書館を利用されておると。それが非常に両館の利用促進につながっておるのかなというふうに感じました。もう1つ図書館のことについて書かれておるのが、東北大学で脳科学を研究されておる川島先生、これ以外の先生もいろいろ図書に関しては研究をされておるわけですけども、子どもたちの脳の活性化、すなわち学力向上に図書が効果的であるというふうに明言をされております。また、高齢者においては脳の老化、つまり、認知症防止に非常に効果があると、こういうふうに言われております。こういった非常にスマホ、ゲームとかそういうところとの図書との違いといたしますか、利用の違いがあるかと思うんですけども、図書に関しては今後とも老若男女を問わず、非常に重要な公共施設の1つであるというふうに思うんですけども、最近の図書館の利用状況についてお尋ねをいたします。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 図書館の利用状況ということで、まず図書館の貸出人数につきまして述べさせていただきます。まず平成25年度におきましては、新庄図書館では2万5,286人の年間の利用者でございまして、當麻図書館につきましては2万7,113人、合わせまして5万2,399人でございます。平成26年度におきましては2万5,460人が新庄図書館、當麻図書館におきましては2万6,242人、合わせまして5万1,702人でございます。平成27年度につきましては、新庄図書館が2万5,452人、當麻図書館が2万6,877人で合わせまして5万2,329人でございます。

次に、貸出冊数につきましてでございます。平成25年度におきましては、新庄図書館では

年間8万4,597冊、當麻におきましては9万3,507冊、合わせまして17万8,104冊でございます。平成26年度におきましては、新庄図書館が8万6,348冊、當麻図書館が9万661冊、合わせまして17万7,009冊、平成27年度におきましては、新庄図書館が8万6,623冊、當麻図書館が9万2,867冊、合わせまして17万9,490冊。この利用状況につきましては、貸出人数、貸出冊数ともに、ここ3年間はほぼ横ばい状態ということでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** 皆さん方も今お聞きになって感じられるかと思えますけれども、3万7,000人の住民の中で、これは延べ人数でございますので、5万2,000人という数字でございました。要するに、住民1人当たり1.4回ですか、そのぐらいの利用人数がおられるということでございます。これはデータ的にお持ちじゃないとは思いますが、近隣の各市町村の住民1人当たりに対する利用冊数及び人数からいきますと、非常に高い数字であるというふうにも伺っております。

続いて、ちょっと施設の状況についてもお尋ねをさせていただきます。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 施設の状況でございます。主にスペースの状況になろうかと思うんですが、まず、以前から當麻図書館は開架書架と閉架書庫の蔵書があふれまして、書棚の上やブックトラックを書棚がわりに使用しております。古く利用価値の低い本を優先し除籍しておりますが、毎月毎月除籍いたしましても新刊書を受ける余裕がなく、配架が困難な状況となっており、新刊購入と除籍のバランスを図ることに苦慮しております。一方、新庄図書館の開架書架や閉架書庫には多少の余裕があるため、新庄図書館に新刊書購入の割合を多くいたしまして、所蔵と保管に努めておるところでございます。また、新庄図書館で購入いたしました新刊書は當麻図書館でも貸出サービスを受けられるように新庄図書館と當麻図書館の間を毎日回送する体制を整えまして、市民の利便性の向上に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。非常に手狭なところでご苦労されておる當麻図書館の状況をお聞かせいただきましたけれども、今後はそういう場所を移るのかスペースを広げていただくのかは別といたしまして、ご検討いただく必要があるのかなというふうな状況かなというふうな判断をさせていただきました。今ご説明いただきましたように、両館とも非常に利用率につきましてもしっかりとやっけていただいている。また、ほかでも利用、貸本等の状況以外にも非常に特徴のあるといいますか、活発な運営をいただいているということをごろからお聞きをしております。例えを言えば、お話し会の取り組み等については非常に幼児教育にとって、本をまず読み聞かせると、本の楽しさを幼いころから教育する、そういう習慣をこの地域では取り組まれて、非常に先進的な取り組みであるというふうなことも伺いをしておるところでございます。そんな中で、先ほどもございましたけれども、當麻図書館につきましては、駐車場が近くにあつて非常に使い勝手がいいということで、私もたまに利用さ



せていただくんですけど、便利でございます。歩いて、雨が降ってても傘をささんでもぱつと入れると、こういうふうなことで規模の割に非常に利用が多いというふうにも伺ってございます。

一方、新庄図書館でございますけれども、駐車場が広い道を渡っての利用であるということ、これの改善が必要なのかなと、危険やなというふうなことも若干気になるところでございます。せめてお子さんが利用していただく自転車等の駐輪場の設置等のご検討はいただけないかなという質問でございます。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 駐輪場の設置についてでございます。現在の新庄図書館、そして新庄文化会館の駐輪場につきましては、道路を挟みまして新庄文化会館の東側の屋敷山公園駐車場、そして市民体育館の西側に屋根付の駐輪場を設置しており、これをご利用いただいております。道路を渡る危険性や少し遠い距離にある関係もあり、駐輪場がないところにとめられておられる方もお見受けするところでございます。駐輪場の設置につきましては、利用者の安全や利便性を考慮させていただきながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** この問題は私が質問して、そんなことがあっては困るんですけど、大きな事故が起きたとかそういうことになっては困りますので、大きな事故が起きるまでに対策をご検討いただきたいと、こういうふうに思います。マルベリーホールの利用も含めて、空きスペースといいますか、南東の若干ちょっとお庭みたいなスペース等も私はあいてるのかなと、駐輪場ぐらいはできるのかなと、こういうふうな感じもいたしますので、ご検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、開館日の設定についてお尋ねをさせていただきます。図書館の運営規定の中では、両館とも火曜日、それと第2、第4水曜日と、これが休館日になってございます。両館の休館日を異なる日にするというので、いつでもどちらかの図書館が利用できると、こういうふうなメリットができるのかなと。これによって両方に2つの図書館があるがために、フル稼働といいますか、年間どちらかがあいてるよと、こういうふうな2つの図書館の存在効果というものが出てくるのかな。市民の方々からもそういうふうなご要望ができないかな、お願いができないかなということをお問い合わせを受けておるわけでございますけれども、そのことについて伺いをいたします。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 年中利用できるように両館の休館日の見直しということでございます。合併直後につきましては、旧町のそれぞれの両館の休館日で運営をしておりましたが、平成17年4月より毎月の休館日を毎週火曜日、第2、第4水曜日に両館統一して実施させていただきました。その後、市民の利便性を高めることを目的といたしまして、平成18年5月より毎月の休館日をずらしまして、新庄図書館では毎週火曜日と第2、第4水曜日、當麻図書館は毎週木曜日と第1、第3水曜日を休館日といたしまして、必ずどちらかの図書館が利用できる体制に変

更をさせていただきました。しかし、業務を開始いたしますと、休館日をずらしたことによりまして毎週3日間本を回送させていただく業務がとまりまして、利用者への貸し出しが遅くなる事態となりました。また、開館している図書館で本の所蔵検索をかけた際、読みたい本が休館中の図書館にあった場合には即日に貸し出しできず、利用者には待ってもらうことになり、スムーズな本の流れをつくることができませんでした。また、休館日をずらすことによりまして両館の職員が同時に出勤する日が週に3日間だけとなってしまいますと、両館の図書館の行事等を実施する場合の協力体制がとりづらいつという支障もございました。現在では両館の休館日が同じとなり、休館明け日には迅速な対応に心がけ、本がスムーズに回送できるよう努めるとともに、職員が協力しながら市民サービスの向上に取り組んでおりますので、現状の休館日で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。今のご説明では、以前にもやったけども余り効果がなかったと、こういうふうなお答えかなというふうに思います。このことは、両館の図書の共有効果、両方の使い勝手がいい効果ということを優先するのか、年間を通じて常に利用できるということとを重視するのか、どちらの選択をするのかという判断になるのかなというふうにも思います。できれば、本の貸し出しを優先する方のニーズが多いのか、いつでも利用したいという方が多いのかアンケート等もとっていただいて、今後の図書館のよりよい市民ニーズに即した図書館運営がどちらかであるかということも把握した上でご検討いただけたらなというふうに思いますので、どちらの言い分もあるのかなと、本の貸し出しがおくれたら嫌やというのと、いつでもあいてたら便利やといういろんな意見の方がおられますので、その辺はまたアンケートをお願いしたいなと思いますので、それをちょっとお約束をお願いしておきます。

今回、質問させていただきました図書館については、公共施設のマネジメントという大きな範囲の中の図書館のことをお伺いさせていただきました。先ほど市長からのご答弁にございましたように、財政負担と行政サービス、このバランスをどのようにしていくかということのご判断を進めることがこの公共施設のマネジメントにつながるのかなと。ここをあえてここでマネジメントと、こうされておるのは、私はマネジメント、横文字に弱いのでちょっと調べさせてもらいました、マネジメントという言葉ね。その言葉の意味からは、施設のマネジメントの場合ですけども、施設を適正に管理するとともに、その施設の効果を最大限生かすことを考えるということがマネジメントというふうに書かれておりました。施設の効果を最大限生かすと、この言葉が私は非常になるほどなと、だから公共施設のマネジメントというふうに書かれてるのかと。今後の公共施設についてじゃなしに、マネジメントと書かれてることにね。その言葉どおり、今後のこの132の施設の所有している効果を最大限に生かす、そういうマネジメントをご期待申し上げたいなと思います。

大切な市民の財産でございます、この公共施設でございます。有効に運営していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

した。

**西井副議長** 増田順弘君の発言を終結いたします。

最後に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

**内野議員** 皆さん、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私、ラストでございますので、もうしばらくの間おつき合いいただきますよう、よろしく願いいたします。

先般、岩手県、北海道において多大な被害をもたらした台風10号。被災された方々におきましては、心からお見舞いを申し上げます。また、台風シーズンでもありますので、しっかりと備えてまいりたいと思います。

さて、私の質問は大きく3点でございます。1点目はがん対策について、2点目は教育環境の充実について、3点目は違法広告等の対策についてでございます。

これより先は質問席より行わせていただきます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** 失礼いたします。さて、私の質問は大きく3点でございますが、1点目はがん対策について質問させていただきます。がんは我が国において昭和56年より日本人の死因の第1位で、現在では年間30万人以上の国民ががんで亡くなっております。また、生涯のうちにがんにかかる可能性は、男性の2人に1人、女性の3人に1人と推測されております。近年では生活習慣の欧米化等に伴い、これまで多かった胃がん、子宮がんが減少し、それにかわって乳がん、大腸がん、肺がんなどが増加をしております。受診率50%目標値にはなかなか届かないのが現状でございます。厚生労働省の平成25年に国民基礎調査をいたした結果を見ますと、胃がん検診の受診率は40歳から69歳を対象として、男性が45.8%、女性は33.8%です。胃がん検診は5つのがん検診の中で、肺がん検診の次に受診率が高いですが、それでも検診対象者の半数以上の方が未受診者という状況でございます。

1点目ですが、がん検診の現状と胃がん検診の受診率についてお尋ねをいたします。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部長の水原でございます。よろしく願いいたします。ただいま内野議員の質問にありました、がん検診の現状と受診状況についてでございます。

我が国におきましては、先ほど言われましたように昭和56年から死亡原因の第1位でありまして、がんの罹患者は約98万人を超え、死亡者数は年間37万人を超えと言われております。現在、医療におきましては、診断と治療の進歩により早期発見、早期治療が可能となっていることから、がんによる死亡者を減少させるためにはがん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であります。

葛城市のがん検診におきましては、健康増進法に基づく健康増進事業と厚生労働省が定めている胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん検診である5がん検診に加え、それ以外に前立腺がん検診を実施しております。本市におきましての検診の現状と受診状況でございますが、昨年7月と11月に新庄健康福祉センターと今年度より駐車場の都合によりまして

當麻保健センターにおいて実施できていなかった子宮がん、乳がん検診をゆうあいステーションで実施することになりました。日曜日も含め8日間、計16日間の日程で実施しております。また、個別がん検診の実施もしております。昨年までの胃がん検診の受診率につきましては、平成25年度におきましては、集団、個別検診で受診者数が809人、受診率が7.5%でございます。平成26年度におきましては、集団、個別検診での受診者数は779人、受診率は7.2%でございます。平成27年度、集団と個別の検診で受診者数は998人、受診率は9.2%でございます。受診率は年々向上しているところであります。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。平成25年度から平成27年度と189人ふえていることが今の部長の答弁でわかりました。年々受診がふえていくということは、非常に努力していただいている結果かなと、そのように評価いたします。唯一、胃がんは治療も予防もできるがんでございます。ピロリ菌を20歳から30歳まで除菌すれば、男女ともほぼ100%胃がんは抑えられます。除菌による胃がん抑制効果は、ピロリ菌に感染すると100%慢性胃炎になります。ピロリ菌によって起こる胃炎は慢性感染症です。短時間で症状が悪化するのではなく、時間をかけてゆっくり進行していくので、胃が長い間ピロリ菌にさらされると胃の粘膜がもろくなり、胃酸がたくさん出たり、ストレスがかかると胃の粘膜が耐えきれず胃潰瘍になることもあるそうです。胃にストレスがかかってもピロリ菌に感染していない場合は、胃炎までしか生じないそうでございます。また、1994年、ピロリ菌感染は胃がんの確実発がん因子であると世界保健機関WHOによって確認をされました。最高の危険性を示すグループ1に分類されております。強力な発がん性で知られるたばこやアスベストと同じ分類でございますので、胃がん予防のためのピロリ菌除菌検査の導入をしていただきたいと思います。ご答弁をよろしく願いいたします。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 胃がん検診の予防のためのピロリ菌検査導入ということのご質問でございます。

現在ピロリ菌検査を実施している奈良県の市町村ですが、奈良市と一部の町で実施されております。奈良市では平成27年度から実施されておまして、対象年齢は40歳、45歳、50歳で区切られております。対象人数は約1万2,000人、受診者数は94人であり受診率は0.78%となっており、受診率もほかのがん検診に比べてかなり低い受診率となっておるのが現状でございます。ピロリ菌感染者で胃がんを発症されるのは一部であり、全感染者が発症するわけではなく、感染者の約2.9%と言われております。また、胃がん発症にはほかの要因といたしまして、食塩の過剰摂取や新鮮な野菜、果実の摂取不足、ストレス、暴飲暴食なども関連しており、家系も関連しているとのこと。また、ピロリ菌の感染率は男女差はありません。胃がんは明らかに男性の方が多く、ピロリ菌以外にも胃がん発症に関連する要因があるようでございます。

がん検診につきましては、性質と目的が違う対策型検診と任意型検診がありまして、国が推進しているのは対策型検診でございます。その目的に基づき、胃がん検診を含む各種がん

検診を実施しております。対策型検診とは、死亡率を下げることであります。予防対策として行われる公共的な医療サービスで費用の一部には公的な資金が充てられ、市町村が提供する住民検診であるとされております。また、任意型検診におきましては、個人の死亡のリスクを下げることでありまして、対象者は特に定義されておられません。費用は基本的には全額個人負担である場合が多く、典型例は医療機関、健診機関での人間ドックと示されております。ピロリ菌検査についても個人のリスクを下げるという意味から任意型検診となっております。胃がん検診のガイドラインにおきましては、ピロリ菌の検査は死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは認められないとのことでございます。本市におきましては、より一層のがん検診を勧奨するとともに、毎月、健康相談を設けて生活習慣病に取り組み、市民の健康増進に努めてまいりたいと思っております。なお、今後も国の動向、他市町村の動向を見ながら、市民の検診、健康増進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今、部長からのご答弁をいただきましたが、ピロリ菌感染者が全ての胃がんを発症するわけではないのご答弁でございましたが、私もそのように認識をいたしております。ピロリ菌感染者はハイリスク者と理解をしております。このハイリスクを取り除くためにピロリ菌検査をしていただきたいと思うのです。感染症由来のがんに肝がんがございます。肝炎ウイルスの感染者が全て肝がんになるわけではないと思うのです。ハイリスクを伴うことで肝炎ウイルス検診は導入をされているのですが、また、それと同様にピロリ菌検査もやっていただきたいと思うのであります。また、ピロリ菌の検査は死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるとはありますが、ピロリ菌検査は胃がんそのものを発見するものではなく、死亡率減少効果では有効性を評価いたしません。また、北海道大学大学院特任教授の浅香先生によりますと、ピロリ菌を20代から30代までに除菌すれば、男女ともほぼ100%胃がんは抑えられると考える。除菌による胃がん抑制効果は40歳で90%、50歳代で70%、60歳から70歳代で30%から40%、何歳であってもピロリ菌が陽性であれば除菌を行い、50歳以上は除菌後も定期的なフォローを義務づけるべきと言われております。ピロリ菌除菌は早ければ早い方がよいことは明らかでございます。私、平成26年12月定例会で葛城市の中学卒業年度であります中学3年生を対象に毎年ピロリ菌検査を行うことで、将来葛城市から胃がん撲滅ができると思うとの質問に対して、勉強してみたいと思います、その上でうちも取り入れるかどうか研究してみたいのご答弁をいただいておりますので、どうかピロリ菌検査が1日も早く実現いたしますよう強く要望いたします。

次に、がん検診向上に向けての取り組みについてお聞かせをください。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** がん検診の受診向上に向けての取り組みについてでございます。毎年4月の広報配布とともに、健康カレンダーを全戸配布させていただいております。健康カレンダーの中には個別検診、集団検診の各種がん検診の実施案内を掲載させていただいております。個別

検診におきましては、対象者への無料クーポン券の送付、未受診者への受診勧奨、再勧奨を行うとともに、がん検診のリーフレットを送付しております。また、特定健診受診者への送付封筒にがん検診のPR用のチラシの同封、健康教育参加へのPRやウォーキング教室、健康支援事業として3カ所にあるおたがいさまサポートハウスにおきましてもがん検診の受診勧奨のPRを行っております。また、今年度におきまして、今月9月18日、日曜日、体育祭にグラウンドの一部をお借りいたしまして、手軽に検診ができる肺がん検診を実施いたします。検診方法はレントゲン撮影をするだけです。簡単、安全で競技の参加の合間に受けていただくことができます。市民の皆様が多く集まっていただく機会を捉え、少しでもがん検診をしていただくよう健康意識を高めていただくためにPR、受診勧奨をしていきたいと思っております。受診向上を図るにはいろいろな機会でのPRも必要であります。何よりも市民一人一人が健康の大切さ、各種検診の重要性を理解していただくことが一番大切なことだと思っております。今後も葛城市医師会や健康づくり推進委員の方々に協力を得ながら受診勧奨を行い、受診率向上に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今回、新たな試みということで、体育祭のときに肺がん検診をしていただけるということで、ありがとうございます。

では、続きまして2つ目の質問でございますが、2つ目の教育環境の充実についてでございますが、まず、チーム学校の推進についてお聞かせください。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。ただいまご質問のチーム学校の内容につきまして説明させていただきます。

中央教育審議会の答申によりますと、我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国に比べまして少なく、また、いじめ、不登校対策、アレルギー対策、特別支援教育、心のケア、教育の質の向上、学校マネジメント機能の強化、事務負担の増加など教員が非常に幅広い業務を行っており、児童・生徒の個別ニーズが多様化する中、教員に求められる役割が拡大し、教員が授業等の教育活動に集中しづらい状況となっております。また、教員の1週間当たりの勤務時間は日本が最長となっているということでございます。以上のような状況に対応していくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップのもと学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制をつくり上げるとともに、必要な指導體制を整備することが必要です。その上で生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフや専門機関と連携、分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要です。このようなチームとしての学校の体制を整備することによりまして、教職員一人一人がみずからの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の参画を得まして課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子どもたちの教育活動を充実していくことが期待できるとされております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今、部長からのご答弁をいただきまして、これからチーム学校の理念を体现するために、通常国会にチーム学校運営の推進等に関する法律を議員立法で与党から提出をいたしました。現在、継続審議中でございます。また、公明党といたしましても、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書も今回提出をさせていただいているところでございます。今、ご答弁の中に、教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ないというご答弁がございましたが、経済協力開発機構によりますと、学校教職員の総数に占める教員以外の専門スタッフの割合は、アメリカが44%、イギリスが49%、日本は18%にすぎない状況であります。また、教員の1週間当たりの勤務時間では、日本の中学校教員の仕事時間は1週間約54時間で、経済協力開発機構の加盟国の平均約38時間と比べて大きく上回っております。また、最も重要になっているのが専門スタッフ等の参画でございます。チーム学校に必要とされる専門スタッフの中で、スクールカウンセラー事業というのがございます。そのスクールカウンセラーの事業についてお聞かせください。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** スクールカウンセラー事業についてでございます。現在、葛城市に配置しておりますスクールカウンセラーは、各学校の教育相談担当の教員が窓口となりまして、生徒、保護者や教員の申し込みに応じまして時間調整を行い、教育相談室で個別にカウンセリングを実施しております。しかし、個別のカウンセリングにとどまらず、日常生活の中におきましても生徒の支援を行うために、授業時間中、さらには休憩時間中や給食時間中も教室とともに過ごすことにより、そのかわりを通じて臨床心理士の視点から気づいたことを放課後などの時間を使って教員とカンファレンスを行うことで、その生徒のよりよい成長に向けて支援を行っております。また、不登校生徒には担任教員と協働して家庭環境なども把握し、家庭訪問を行うことで直接不登校生徒への働きかけも行っております。さらに、学校内で課題を持つ生徒につきましては、生徒のケース会議が開かれる際には必ずスクールカウンセラーが同席を行いまして臨床心理士の視点から考えることなど、きめ細やかな助言を行っているところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。学校の教育相談体制の強化や不登校の改善、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に成果を発揮していることがよくわかりました。

次に、専門性を持つ人材ということで、私はスクールソーシャルワーカーの存在というものを拡充すべきと考えております。スクールソーシャルワーカーの配置についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** スクールソーシャルワーカーの配置についてでございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、配置は行っておりませんが、先ほど申し上げましたスクールカウンセラーが児童・生徒の問題行動等の相談を行っておるところでございます。この相談の

中には福祉分野にかかわる相談も当然出てこようかと思えます。ご承知のように、本年4月にこども・若者サポートセンターを設置いたしまして、これまで教育委員会部局で行ってまいりましたスクールカウンセラー事業、教育相談業務、適応指導教室をこのサポートセンターの業務といたしまして、福祉と教育の子育て支援の一元化を図らせていただいたところでございます。これらの業務にかかわります福祉分野の支援体制を整えておるところでございます。今後、スクールソーシャルワーカー等の専門職配置の法令化もなされると思えますので、問題解決に対応していけるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。推進をしていく方向でとのご答弁でございました。このスクールソーシャルワーカーでございますが、公明党はこれまで教育現場の声を受け、スクールソーシャルワーカーの増員などを訴えてまいりました。2014年7月には文部省にスクールソーシャルワーカーの配置拡充、人材養成を提言いたしました。こうした公明党の主張を受け、文科省は2015年には約3倍の4,200人のスクールソーシャルワーカーをふやすとのことを盛り込みました。また、安倍首相は昨年3月に、今後5年間で1万人の配置を目指すと表明いたしました。本市においても1日も早く各学校に配置拡充を重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、地域における地縁的なつながりが希薄になる中、パートナーシップ事業という言葉をよく耳に最近いたしますが、このパートナーシップ事業についてお尋ねをいたします。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** パートナーシップ事業についてでございます。近年の地域における地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透などから、子どもたちが地域の住民と交流いたしましてさまざまな経験をする機会が減少し、もともとそれらの経験から子どもたちが学んでいた社会性、信頼関係を学ぶことが困難な状況になってきております。一方、学校教育におきましては、ニーズの多様化によってさまざまな職務が生じ、学校現場では一段と多忙となり、教員が子ども一人一人に対してしっかりと向き合い、きめ細かい指導をする時間の確保が難しくなってきました。そこで、こうした課題解決のために地域住民が学校支援活動に参加いたしまして、その知識や経験を生かし、教員を支援しながら地域住民と子どもの交流を通じ地域の連帯感を深め、教育力向上につなげることを目的といたしまして、平成23年度にこの事業は始まりました。本事業は市内各小・中学校にコーディネーターをおのおの1名配置し、PTA、地域の方などからボランティアの方を募り、当初は学校の花壇整備など環境整備活動を行っていただきました。平成25年度からはそれまでの環境整備活動を継続しながら、新たに家庭科のミシン授業の支援や学校で収穫した野菜を使った食育教育支援など新たな活動も始まり、また、平成26年度からは餅つきや昔遊びなども取り入れ、コーディネーターおのおのが工夫を凝らしまして、また、相互に連携しながら活動を行っていただいております。一方、ボランティアの方々の人数も事業の認知が広まりまして年々増加傾向にあり、子どもたちが



積極的に礼儀正しく挨拶をするようになってきた、また、活動を通じ、今までとは違った見方で学校を見ることができ、先生の大変さがわかってきた、そして、共同作業の大切さとともに、見えなかった子どもや学校の様子などがわかってきたといったご意見もいただいているところでございます。今後も地域ぐるみでの学校支援のため、積極的に本事業を行ってまいります。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございました。パートナーシップ事業におきましてはチーム学校とはまた別の事業でございますが、このパートナーシップ事業、本当に地域住民が学校支援活動に参加し、また、地域住民と子どもとの交流を通じ、地域の連帯感を深めていく、教育力向上にもつなげるという本当にすばらしい事業だと思います。また、パートナーシップ以外にも、地域で子どもを守っていただくさまざまなボランティアの方々もおられます。本当に地域で子どもたちを守っていき、また、育て育んでいくということに関しては、本当にすばらしいことだと思います。

続きまして、放課後学習のチューター事業についても少しご説明をしていただけたらと思います。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 放課後学習チューターについてでございます。この事業につきましては、平成15年度、平成16年度に新庄中学校におきまして奈良県の補助事業として実施したのが最初でございます。現在は両中学校で中間テストや期末テストの1週間前に集中して実施をしております。チューターの先生につきましては、教育実習に来ていただいた大学生、中学校卒業後も先生方と交流のある大学生など、生徒と年齢が近く身近な先輩として親しみを覚え、学習に消極的な生徒も学習に向かい、学習のおくれを取り戻すことのできるよう指導していただく機会を設けております。もちろん教員も参加いたしますが、先輩に学ぶというところで、教員に学ぶよりむしろ先輩、後輩の関係の中で、中学生の多感な時期に悩みを打ち明けやすい、相談に乗っていただきやすいということで実施をさせていただいているところでございます。実際に中間テストや期末テストの1週間前といいますと、部活動の練習も中止になり、テスト勉強に熱心に取り組むことになるわけでございます。しかし、みずからテスト勉強を行うことに不安を抱える生徒や尋ねたい事柄がある生徒にとりましては時間を持て余すことにもなります。そこで、放課後学習チューターではマンツーマンに近い形で学習を進め、個人の質問についても気軽に尋ねることができ、一人一人がわかる喜びを感じ、さらに、学習意欲の向上も図れます。また、生徒の自由意思で参加するわけですから、落ちついた雰囲気の中でテスト前の学習に真摯に取り組む姿勢が醸成されます。さらに、担任からも生徒に参加を促すこともしておりますので、学力に不安を抱える中学生の格好の学びの機会となっております。なお、平成27年度の実績でございますが、チューター数におきましては延べ66名、生徒数におきましては述べ962名の参加をいただいております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。本当にこのチューター事業はすばらしい事業と私は思います。

このチューター事業でございますけれども、チーム学校の中に、チーム学校における多彩な人材の活用というテーマがございます、この中に多彩な人材の参画による学校の教育力向上とあります。多彩な人材とは、退職教職員とか、また教員志望の大学生などがサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取り組みの支援とございます。本当にこのチューター事業をチーム学校の中に入れていただいて拡大をしていただけたらなど、そのように思います。

では、最後に、これもチーム学校の中の外国語指導助手ALTということでございますが、このALTの配置についてお聞かせください。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 外国語指導助手ALTの配置についてでございます。現在、中学校につきましては各校1名ずつ外国語指導助手を配置しております。小学校は2名配置しております、5校それぞれ2週間に1回の指導を行っていただいております。なお、幼稚園につきましては4名配置をいたしまして、英語で遊ぼうという名前で5園それぞれ年間30回の指導を行っておるところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今後、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化や教科化、授業時間数の増等を実施する方向で検討されているそうでございます。ずっと今、チーム学校のことについて語らせていただきましたが、今後、この小・中一貫教育並びにチーム学校についてすばらしいものであるという大前提で進めるのではなく、それぞれの地域事情に合わせて効果的に取り入れるという姿勢が一番大事だと思います。チーム学校が目的にならないように注意する必要があると思うのです。あくまでこれらの枠組みは現状の学校現場の課題を解決していくための手段であるという認識が大切であると思います。葛城市のそれぞれの学校での課題を明確にし、今後、チーム学校に向けて進めていただけることをお願い申し上げて、このチーム学校の質問を終わらせていただきます。

続きまして、最後でございますが、参議院選挙も終わりましたが、車で市内を走っておりましたら、あちらこちらで公共物に違法等のポスターなどがよく見受けられます。そこで、この違法広告物等の対策について、どのような対応をしているのかをお聞かせください。

**西井副議長** 巽市民生活部長。

**巽 市民生活部長** 市民生活部の巽でございます。ただいまの違法広告物等に対してどのような対応をしているかのご質問でございます。

屋外広告物法の規定によりまして、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に対して表示される張り紙、張り札、ポスター、立て看板、広告板、広告塔などを屋外広告物といいます。屋外広告物を出すときには奈良県屋外広告物条例並びに葛城市奈良県屋外広告物施行規

則により市の許可が必要となります。許可の基準としましては、一般基準として美観上の基準と危害防止の基準があり、種類別の基準としては、広告物の種類別に大きさ、許可期間などがありますが、禁止事項もあり、例えば、橋りょう、街路樹、信号機等へは全ての広告物が、また、電柱、街灯柱等へは張り紙、張り札、立て看板の表示が禁止されています。それにかかわらず、公職選挙法等他法令による適用除外として規制の基準を緩和しているケースもあります。今回ご質問いただいております違法広告物ですが、先ほど申し上げた禁止されているもの、必要な許可をとっていない、あるいは許可期間が既に過ぎているものなどがそれに該当すると考えられます。

違法広告物に対する対応策ですが、もちろん市職員による除却作業は行っていますが、市内全域をくまなくチェックするのは困難なため、市として違反簡易広告物追放推進員を設置し、その除却を推進員にお願いしております。現在、市内で10団体、約60名の方がその作業に当たっていただいております。その実績でございますが、平成26年度で115件、平成27年度で56件の除却を行っていただきました。また、例年2月、7月、9月の年3回、高田土木、NTT、関西電力、推進員による一斉除却活動も実施しております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。市といたしまして、今回、違反簡易広告物追放推進員を設置していただいているということで、現在この10団体、約60名の方が作業に当たっていただいているということでございます。本当に葛城市をきれいにさせていただけるメンバーに感謝を申し上げます。

次に、特に政党のポスターなど選挙関係にかかわるものが期間外にもかかわらず各所に見受けられます。先ほど公職選挙法等による適用除外もあるとのご答弁でございましたが、選挙関係のポスター等についてはどのように対応されておられますか。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

ただいまのご質問でございますが、参議院議員通常選挙や衆議院議員選挙などの国政選挙における選挙関係ポスターにつきまして、まず、文書図画の掲示については公職選挙法第143条第16項で、また、選挙運動の期間前に掲示されましたポスターの撤去につきましては、公職選挙法第201条14第1項におきましてそれぞれ規定をされているところでございます。その法に基づき、当該選挙の任期満了6カ月前及び公示日前に奈良県選挙管理委員会の調査により違法と認められました文書図画について、当該公職の候補者等の掲示責任者に対しまして撤去命令を発した旨の通知が、奈良県選挙管理委員会より葛城市選挙管理委員会及び当該管轄警察署長に通知されるものでございます。その通知内容につきましては、選挙種別、関係立候補予定者名、文書種別、写真形態、掲示責任者氏名、掲示場所や枚数等についてでございます。参考に申し上げますと、今年7月に執行されました参議院議員通常選挙におきまして、撤去命令を発せられた葛城市における件数等は55カ所、77枚でございました。撤去命令の対象となる違法ポスターについては、このように奈良県選挙管理委員会が権限に基づ

いて対応されておりますが、市民の方からの苦情等がございましたら、市選挙管理委員会といたしましても掲示責任者へ撤去を要請するなどの適宜対応をさせていただいておる状況でございます。今後は環境課との連携を図るとともに、違反簡易広告物追放推進員のご協力も得ながら、選挙関係ポスターに係る違法な文書図画等につきまして1枚でも多く減らせるように対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** 公共物に本当に張ってあるので、すごく目立つんでございます。政党ポスターということで、わかっていながら張るとするのは本当によくないことだと思います。我が党におきましても心してみたいと思います。また、今、ご答弁の中で市民の方から苦情がございましたら、市選挙管理委員会といたしましても掲示責任者へ撤去要請するなどの対応をしていただくのご答弁でございました。例えば、市民の方から苦情がありました。その苦情を聞いて、掲示責任者の方へ撤去の要請を入れました。その後、その市民の方からの苦情を言われた方に、このように撤去するようにと要請をいたしましたという連絡を入れていただければと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** ただいまのご質問でございますが、当然のことながら市民の方からそういう要請を受けた場合、先ほど申しあげました対応をさせていただくわけでございます。当然、ご本人さんからそういう後の対応についてのご質問等ございましたら、本選挙管理委員会が対応しました内容につきましては、追って後ほどその内容についてご連絡を申し上げる予定を考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ご答弁ありがとうございました。それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

**西井副議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本会議第2日目、3日目の2日間で予定しておりました一般質問が本日終了いたしましたため、明日開催予定の本会議第3日目を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井副議長** ご異議なしと認め、よって、あすの本会議第3日目は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、9月21日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、9日から16日までの間、各常任委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時14分